令 和 ３ 年 第 ３ 回

芦北町議会６月定例会会議録

開 会　　令和 ３ 年 ６ 月 ８ 日

閉 会　　令和 ３ 年 ６ 月 11 日

うたせ船

熊 本 県 芦 北 町 議 会

令和３年第３回芦北町議会定例会会期日程

月　日	曜日	日　　程
６・８	火	本会議（開　会） 諸報告 　議長諸般の報告 　行政報告 町長の提案理由説明 陳情・議案審査 一般質問 （散　会）
９	水	休　会（議事整理）
１０	木	休　会（議事整理）
１１	金	本会議（開　議） 議案・陳情審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉　会）

目　　次

第１号（６月８日）　　頁
１　議事日程 …… 3
２　出席議員氏名 …… 3
３　欠席議員氏名 …… 3
４　説明のため出席した者の職氏名 …… 3
５　事務局職員出席者 …… 4
６　開会　開議 …… 14
第１　会議録署名議員の指名 …… 14
第２　会期の決定について …… 14
第３　諸報告 …… 15
議長諸般の報告 …… 15
行政報告 …… 15
第４　町長の提案理由説明 …… 15
第５　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について …… 16
第６　議案第44号　芦北町工場立地法地域準則条例の制定について …… 16
第７　一般質問 …… 17
（１）平松洋一議員第１回目一般質問 …… 17
○竹﨑町長答弁 …… 18
○鎌倉建設課長答弁 …… 18
（２）平松洋一議員第２回目一般質問 …… 19
○鎌倉建設課長答弁 …… 19
（３）平松洋一議員第３回目一般質問 …… 20
○鎌倉建設課長答弁 …… 20
（４）平松洋一議員第４回目一般質問 …… 20
○竹﨑町長答弁 …… 20
（５）平松洋一議員第５回目一般質問 …… 21
○鎌倉建設課長答弁 …… 22
（６）平松洋一議員第６回目一般質問 …… 22
○鎌倉建設課長答弁 …… 22
（７）平松洋一議員第７回目一般質問 …… 22

○鎌倉建設課長答弁 …… 22
（８） 平松洋一議員第８回目一般質問 …… 22
○竹﨑町長答弁 …… 24
（９） 平松洋一議員第９回目一般質問 …… 24
○竹﨑町長答弁 …… 26
(10) 平松洋一議員第10回目一般質問 …… 27
（１） 坂本登議員第１回目一般質問 …… 28
○竹﨑町長答弁 …… 29
○岩田教育長答弁 …… 29
○田中健康増進課長答弁 …… 30
○松本総務課長答弁 …… 30
○池田福祉課長答弁 …… 31
○川尾企画財政課長答弁 …… 31
（２） 坂本登議員第２回目一般質問 …… 31
○田中健康増進課長答弁 …… 32
（３） 坂本登議員第３回目一般質問 …… 33
○竹﨑町長答弁 …… 33
（４） 坂本登議員第４回目一般質問 …… 33
○松本総務課長答弁 …… 34
（５） 坂本登議員第５回目一般質問 …… 34
○松本総務課長答弁 …… 35
（６） 坂本登議員第６回目一般質問 …… 36
○竹﨑町長答弁 …… 36
（７） 坂本登議員第７回目一般質問 …… 37
○竹﨑町長答弁 …… 38
（８） 坂本登議員第８回目一般質問 …… 38
○竹﨑町長答弁 …… 40
（９） 坂本登議員第９回目一般質問 …… 40
（１） 寺本順一議員第１回目一般質問 …… 40
○竹﨑町長答弁 …… 41
○鎌倉建設課長答弁 …… 41
○川尾企画財政課長答弁 …… 42
○佐竹農林水産課長答弁 …… 42
（２） 寺本順一議員第２回目一般質問 …… 43

○鎌倉建設課長答弁 …… 43
（３）寺本順一議員第３回目一般質問 …… 43
○竹﨑町長答弁 …… 46
（４）寺本順一議員第４回目一般質問 …… 46
（１）川尻成美議員第１回目一般質問 …… 47
○竹﨑町長答弁 …… 48
○池田福祉課長答弁 …… 48
○松本総務課長答弁 …… 49
（２）川尻成美議員第２回目一般質問 …… 50
○竹﨑町長答弁 …… 51
（３）川尻成美議員第３回目一般質問 …… 52
○竹﨑町長答弁 …… 52
（４）川尻成美議員第４回目一般質問 …… 53
○松本総務課長答弁 …… 54
（５）川尻成美議員第５回目一般質問 …… 54
○池田福祉課長答弁 …… 55
（６）川尻成美議員第６回目一般質問 …… 55
（１）楠原清照議員第１回目一般質問 …… 56
○竹﨑町長答弁 …… 60
○鎌倉建設課長答弁 …… 61
○松本総務課長答弁 …… 61
○田中健康増進課長答弁 …… 62
○福井住民生活課長答弁 …… 63
（２）楠原清照議員第２回目一般質問 …… 64
○鎌倉建設課長答弁 …… 64
（３）楠原清照議員第３回目一般質問 …… 64
○竹﨑町長答弁 …… 65
（４）楠原清照議員第４回目一般質問 …… 66
○松本総務課長答弁 …… 66
（５）楠原清照議員第５回目一般質問 …… 66
７　散　会 …… 69

第２号（６月11日）　　頁
１　議事日程 …… 73

２　出席議員氏名 …… 74
３　欠席議員氏名 …… 74
４　説明のため出席した者の職氏名 …… 74
５　事務局職員出席者 …… 75
６　開会　開議 …… 77
第１　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて …… 77
令和２年度芦北町一般会計補正予算（第１２号）
第２　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて …… 79
芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について
第３　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて …… 80
令和３年度芦北町一般会計補正予算（第１号）
第４　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて …… 85
芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
第５　報告第１号　一般会計の繰越明許費繰越計算書について …… 86
第６　報告第２号　農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について …… 86
第７　報告第３号　一般会計の事故繰越し繰越計算書について …… 87
第８　報告第４号　有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について …… 89
第９　報告第５号　有限会社御立岬の経営状況の報告について …… 90
第10　議案第43号　令和３年度芦北町一般会計補正予算（第２号） …… 92
第11　議案第44号　芦北町工場立地法地域準則条例の制定について …… 101
第12　議案第45号　芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について …… 103
第13　同意第２号　副町長の選任につき同意を求めることについて …… 104
第14　同意第３号　固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて …… 106
第15　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …… 107
第16　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について …… 107
第17　発議第１号　芦北町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 109
第18　発議第２号　芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい

て……110
第19　議員派遣の件……111
（一括議題＝日程第20から日程第24まで）
第20　総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出……112
第21　建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出……112
第22　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出……112
第23　議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出……112
第24　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出……112
追加日程
第１　発議第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充に係る意見書について……112
７　閉　会……113

令和３年第３回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和３年６月８日
午前１０時　開会
於　　議　　場

１　議事日程

開会宣告

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定について

第３　諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第４　町長の提案理由説明

第５　陳情第　３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について

第６　議案第４４号　芦北町工場立地法地域準則条例の制定について

第７　一般質問

（散　会）

２　出席議員（１６人）

１番　楠　原　清　照　君	２番　長　口　　隆　君
３番　林　田　燿　宏　君	４番　坂　本　　登　君
５番　宮　内　道　則　君	６番　寺　本　順　一　君
７番　古　村　逸　男　君	８番　白　坂　康　浩　君
９番　前　田　徹　一　君	10番　元　山　秀　志　君
11番　平　松　洋　一　君	12番　川　尻　成　美　君
13番　寺　本　修　一　君	14番　岡　部　惠美子　君
15番　草　野　安　道　君	16番　宮　尾　秀　行　君

３　欠席議員（０人）

４　説明のため出席した者の職氏名（１６人）

町　　長　竹　﨑　一　成　君　　副　町　長　藤　崎　正　司　君

教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	川尾敏浩君	税務課長	長﨑十三男君
住民生活課長	福井成昭君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	佐竹貴幸君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	白坂達也君
ｽﾎﾟｰﾂ・文化振興課長	内田照也君	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ課長	志水哲治君

5　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	福田貴司君	次長(課長補佐)	窪田和彦君

議長諸般の報告

１　例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

２　令和３年第１回水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期　日　令和３年３月２３日（火）

場　所　水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

議　題　・水俣芦北広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について（可決）

・令和２年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第４号）（可決）

・令和３年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算（可決）

３　佐敷川水系災害復旧助成事業着工式

期　日　令和３年３月２８日（日）

場　所　芦北町総合コミュニティセンター

４　国土交通省九州地方整備局八代復興事務所開所式

期　日　令和３年４月２４日（土）

場　所　桜十字ホールやつしろ（やつしろハーモニーホール）（八代市）

５　熊本県町村議会議長会第１回理事会

期　日　令和３年５月２７日（木）

場　所　熊本県市町村自治会館　本館講堂（熊本市）

内　容　・令和３年度補正予算について外

６　熊本県町村議会議長会臨時総会

期　日　令和３年６月１日（火）

場　所　ホテル熊本テルサ（熊本市）

議　題　・令和３年度補正予算について

・役員改選

令和３年６月８日

芦北町議会議長　　宮　尾　秀　行

芦町監第５号
令和３年５月１３日

芦北町議会議長　宮　尾　秀　行　様

芦北町監査委員　井　川　良　一

芦北町監査委員　古　村　逸　男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第３項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

１　検査の対象
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

２　検査現在期日
令和３年４月３０日

３　検査実施日
令和３年５月１３日

４　検査の結果及び意見
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,555,443,077　円
	一時借入金	0　円
	基金に関する現金	3,762,441,881　円
	歳入歳出外現金	83,778,545　円
	計	5,401,663,503　円
水道事業会計		327,864,508　円

令和３年第３回芦北町議会定例会　陳情文書表

【陳　情】

番　　号 受理年月日	住　　所	氏　　名	要　　旨	所管委員会
陳情第３号 Ｒ３．５．13	芦北町大字 湯浦1380番地3	松﨑　哲郎	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、2022年度政府予算に係る意見書提出の要請について	文教厚生 常任委員会

令和３年第３回定例会一般質問通告表

質問順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	平松洋一	1　令和２年７月豪雨による本町の被害検証とその対策について	令和２年７月豪雨により、芦北・球磨・人吉・八代地方など熊本県内で災害が発生し、甚大な被害をもたらした。 本町でも人的被害をはじめ家屋・家具などの被害や道路・河川・農地・山林など広範囲で甚大な被害であり、まだその爪痕が残っている。 被災者は高齢者などが多い中、精神的なダメージは大きなものである。 現在、激甚災害指定を受け復旧・復興がすすめられている。本年３月に芦北町復旧・復興計画（実施計画）が策定され多くの事業が計画された。 ①各地区の被害で、特に小河川・排水路などの検証はどのように行われ、その結果はどのように計画策定に反映されたのか。 ②豪雨に備え配置された小田浦排水機場が、昨年７月の豪雨時には、その役割を果たすことなく被害が発生したが、その原因はどのようなものであったのか。 ③田浦・小田浦地区は昭和５７年災害に続き今回も被害が発生した。特に小田浦地区の排水は暗渠のため問題があるにも関わらず事業の計画に	町　長 担当課長

			ないがどのような認識なのか。	
2	坂本　登	1　コロナ禍におけるワクチン接種及び避難所のあり方について	①本町における新型コロナウイルスワクチン接種の状況と今後の予定は年代別にどうなっているか。また、ワクチン接種に対する意思がある高齢者で申し込みの方法がわからない町民に対してどのような対応をしているか。 ②梅雨に入り線状降水帯などによる豪雨に備えなければなりません。命を守るには早めの避難以外にありません。コロナ禍における避難所のコロナ対策だけでなくペットの避難など含めあらゆる角度から考えて分散避難場所が必要と考えるが、どう考えているか。 ③行政区及び自主防災組織と協力して防災マップの更なる周知と高齢者が障がい者など生活弱者の誘導など避難訓練を実施し、一人の犠牲者も出さない避難体制を確立することが重要と考えるが、町はどう考えているか。	町　長
		2　学校給食費の無償化及び生理用品の無償配布について	①本来、国が実施するべきものであるが、町として給食は教育の一環と考えるなら日本国憲法第２６条　義務教育は、これを無償とする。を尊重し学校給食費の無償化を実施するべきと考える。その考えはないか。 ②コロナ禍及び水害の影響や経済的な理由などから生理	町　長 教育長

			用品を購入できない家庭が全国的に広がっており、町としても女性の心と体の健康の維持を重視することや教育の機会を保証することなどから、公共施設及び小・中学校など義務教育施設のトイレに生理用品を常備し、保健室で無償配布するなど提供する対象や方法などを含めて、前向きに検討し町独自に実施する考えはないか。	
		3　瀬戸石ダムの検証について	①球磨川の管理者である国交省に昨年の７月豪雨により瀬戸石ダムが与えた影響について検証し、人命が奪われたことを重く考え瀬戸石ダムがなかった場合の検証もするように、今後の球磨川流域の会議などで問題提起し国交省に要請して欲しいがいかがか。	町　長
3	寺本順一	1　暮らしを支える強い町づくりについて	令和２年７月豪雨災害は、これまでの常識をはるかに越え、過去に例を見ない大規模被害となりました。 芦北町復旧・復興計画では排水路の調査や拡張・排水機場の増設については、今回の災害を踏まえ、現地調査を含めた排水施設の調査確認を実施します。調査結果を踏まえ、地域の実情に鑑み排水路の拡張や排水機場の整備を行うとなっている。 ①復旧・復興に向け調査等が進められているが、何ヶ所ぐらいの新たな排水機場設置が必要か。	町　長 担当課長

			②甚大な浸水被害を受けた芦北地区中心部及び田浦地区中心部の浸水対策はどうするのか。 ③排水機場の設置の場合、財源確保のため国・県の補助金制度や交付金制度などはどうなっているのか。 ④復旧・復興計画では計画検証のため、復旧復興検証会議を設置するとあるが、大変大事なことだと思う。設置はいつ頃になるのか。設置されたのであれば構成メンバーはどのような人達なのか。 ⑤今後、復旧・復興計画を推進する上で専門家等の知識を取り入れる考えはないか。 ⑥町道、町管理河川及び農地災害復旧の直近の進捗状況はどうなっているのか。	
4	川尻成美	1　芦北町復旧・復興計画の進捗状況と今後の対応について	令和２年７月豪雨から間もなく１年を迎えようとしており、公費解体や被災した河川の復旧工事等、復興への槌音が町内あちこちから聞こえている。一方で、高齢者等、生活再建への道筋が見えない被災者がいるのも現実である。 ①５月末現在の被災者生活再建支援金、応急修理制度及び町独自となる被災住家自費修理償還補助金の申請状況と交付件数はどうなっているのか。また、今後の周知についてどう取り組んでいくのか。 ②仮設住宅やみなし住宅について、修理や再建が進み退	町　長 担当課長

			去された方はいるのか。 ③被災者の住宅再建について、被災者の意向調査は行ったのか。行ったのであれば、その結果はどうであったか。 ④長期避難を余儀なくされる世帯も多くあると聞く。その対応はどうなるのか。	
		2　避難所運営について	梅雨に入り避難指示が各市町村でも発令されている。 ①避難所の開設や運営方針はどのようになっているのか。 ②町民向けの避難所利用マニュアルを作成してはどうか。 ③高齢者、特に要介護者や障がい者に配慮した「福祉避難所」との連携をさらに行い、十分な対応ができるよう取り組んでもらいたいが、どのように考えているのか。	町　長 担当課長
5	楠原清照	1　令和２年７月豪雨災害の吉尾川・大尼田川の復旧状況等について	①吉尾川・大尼田川の被害状況はどうなっているのか。 ②現時点における当該河川の復旧の現状はどうなっているのか。 ③今後の当該河川の復旧の計画はどうなっているのか。	町　長 担当課長
		2　災害等の非常時の情報伝達手段について	①令和２年７月豪雨災害を踏まえた災害等非常時の情報伝達の状況はどうなっているのか。 ②高齢者等デジタル化の波に対応できていない人々に対する情報伝達の対応はどう考えているのか。	町　長 担当課長
		3　新型コロナ	①予防接種の現状はどうな	町　長

		ウイルスの予防接種について	っているのか。 ②予防接種の周知の徹底は図られているのか。 ③６４歳以下の予防接種の計画はどうなっているのか。	担当課長
		４　国民健康保険税の税率について	①県内市町村の課税方式はどうなっているのか。 ②本町の課税方式はどうなっているのか。 ③資産割課税を見直す考えはないか。	町　長 担当課長
		５　大関山風力発電事業計画について	①計画の背景や事業の枠組み、事業規模等はどうなっているのか。 ②これまでの経緯はどうなっているのか。 ③これからどのような動きになると想定されるのか。	町　長 担当課長

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　おはようございます。

ただいまから令和３年第３回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、水俣芦北広域行政事務組合に派遣されておりました課長が、派遣終了に伴い議会に出席しますので、自席より挨拶を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君）　おはようございます。

本年４月１日の人事異動によりまして、福祉課長を拝命いたしました池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

微力ではございますが、福祉行政の推進のため、誠心誠意職務を全うする所存でございます。議員の皆様におかれましては、御指導・御支援よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　次に、４月１日付で新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君）　おはようございます。

４月１日付の人事異動によりまして、上下水道課長を拝命した平田でございます。微力でございますが、誠心誠意職務に頑張ってまいりますので、議員の皆様方には御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　以上で、挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１　会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、５番　宮内君及び６番　寺本順一君の２名を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第２　会期の決定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から６月１１日までの４日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から６月１１日までの４日間に決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第３　諸報告

○議長（宮尾秀行君）　日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第４　町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君）　日程第４「町長の提案理由説明」を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　おはようございます。

本日ここに、芦北町議会６月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種については、施設入所者等への接種を皮切りに高齢者の方への個別接種・集団接種が開始され、現在のところ、大きな混乱もなく、順調に接種が行われております。引き続き、早期にワクチン接種が完了するよう、感染症予防とあわせ全力で取り組んでまいります。

さて、令和２年７月豪雨から間もなく１年を迎えようとしております。町内各地において河川の土砂撤去をはじめとする緊急対策に全力で取り組んでおりますが、そのような中、例年よりも２０日ほど早い先月の１５日、九州北部地方の梅雨入りが発表されました。５月２０日の大雨の際には、レベル４、避難指示を発令し避難を呼びかけたところであります。幸いにも、現在まで人的被害は発生しておりませんが、決して気を緩めることなく、万全の体制で今回の出水期に臨んでおります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、令和２年度芦北町一般会計補正予算（第１２号）並びに芦北町税条例等の一部改正、令和３年度芦北町一般会計補正予算（第１号）及び芦北町防災会議条例の一部改正に係る専決処分の承認４件、一般会計及び農業集落排水事業特別会計の繰越明許費、繰越計算書及び一般会計の事故繰越、繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告、また令和３年度芦北町一般会計補正予算（第２号）、芦北町工場立地法地域準則条例の制定、芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、さらに人事案件３件を含めた合計１５議案を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君）　町長の説明が終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第５　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について

○議長（宮尾秀行君）　日程第５、陳情第３号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申があっております。

お諮りします。ただ今議題となっております陳情第３号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において委員長から報告願います。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　小さいことですけど、「２０２２年度」を「２０２０年度」とおっしゃったよう聞こえましたので、確認と、小さなことですが、訂正をされたらどうでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　「２０２０年度」と発言をしていたならば、「２０２２年度」に訂正をいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

第６　議案第４４号　芦北町工場立地法地域準則条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第６、議案第４４号「芦北町工場立地法地域準則条例の制定について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申があっております。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第４４号は、会議規則第３８条第２項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４４号の議案説明は省略することに決定しました。

これから議案第４４号の質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申があっておりますので、質疑は総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第４４号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において委員長から報告願います。

－－－－－－－○－－－－－－－－

第７　一般質問

○議長（宮尾秀行君）　日程第７「一般質問」を行います。

質問通告者は５人です。

通告書は、お手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて３０分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、平松君。

○１１番（平松洋一君）　おはようございます。一般質問をいたします。

令和２年７月４日熊本豪雨により、芦北、球磨、人吉、八代地方等、１級河川球磨川が上流から下流域まで、ほぼ全域で氾濫し、広域的に大災害が発生しました。本町でも人的被害をはじめ、家屋、家財等の被害や、道路、河川、農地、山林の土砂災害等広範に及び、その被害は甚大であり、１年近く経った今日でもまだ爪痕が残っており、被災者は高齢者等が多い中、精神的なダメージは大きなものであります。被災された方々には、改めてお見舞いを申し上げます。

さて、あれから１年を迎えようとしている中、現在、激甚災害指定を受け、復旧・復興が急ピッチで進められております。執行部の皆さんにおかれましては、災害対応に引き続き、復旧・復興のために日々大変な御尽力をされており、感謝をいたすところです。

このような中、本年３月に、芦北町復旧復興計画が策定され、多くの事業が計上され計画されました。被害も広範囲で多岐にわたるため、短期間で完璧に計画実行することは困難であることは承知をいたしております。しかしながら、事業計画に

計上されておれば優先順位もあるために、住民の方々も希望をもって何年でも待つことができますが、計画にないものはいつまでたっても事業が完成することなく、将来に対しての不安があります。

そこで、計画策定等につき、大きく３つに分け質問いたします。まず第１に、各地区の被害で特に小河川、排水路等の検証はどのように行われ、その結果はどのように計画策定に反映されたのか。第２に、豪雨に備え、排水機場が５カ所に設置されていますが、いずれも停止したと伺っています。今回はその中でも特に小田浦排水機場について、その役割を果たすことなく被害が発生しました。その原因等はどのようなものであったか。第３に、田浦、小田浦地区は、昭和５７年災害に続き、今回も被害が発生しました。特に小田浦地区の排水は暗渠なため、問題があるとの指摘にも関わらず事業の計画がないが、どのような認識か、町長に答弁を求めます。

以上、壇上での第１回の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　平松君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　平松議員の質問にお答えいたします。

質問の①につきましては、小河川、排水路に流れ込んだ土砂等、各地区で被害の状況は異なりますが、発災直後より私も隈なく現地を見て回っております。現在、建設課の維持係や建設業者等で対応しておりますので、計画に盛り込むまでもなく、機能の回復を図っております。

なお、残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　次に、②と③については、関連がありますので一括してお答えいたします。

７月４日午前１時からの６時間で約３２０㎜を超える集中豪雨と、宮浦川の越水、さらに満潮も重なったことによって想定外の水位上昇があり、県・町の排水施設が浸水しました。このことによって、県の施設では燃料系統が、町の施設では電気系統が故障し、計画どおり排水できなかったことが要因であります。

今回浸水しました小田浦地区の排水対策については、過去に暗渠の改修を含めた排水対策の検討を行っており、その結果として排水ポンプの設置により改善するということで、平成２２年に町の排水施設が新設されております。今回の想定外の集中豪雨に対する浸水対策として、県・町においては排水施設の嵩上げを行っており、また県においては、現在設置してある排水ポンプ能力、毎分２４１㎥に加え、毎分１５６㎥の排水ポンプを令和４年の出水期までに増設する予定で、東海カーボン内遊水池の排水強化が図られることとなります。さらに、遊水池の堆積土砂も撤去さ

れており、これにより小田浦地区からの暗渠も通水能力の向上が見込まれ、改善が図られると考えております。なお、遊水池の土砂撤去費用については、町も強力に支援してまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　簡単に御答弁いただきましたけども、ちょっと順を追って質問いたします。

町長、計画に載せるまでもなく、これはやっていくという御答弁でございますので、これは本当に有難く思います。ただ、検討委員会、現場の検証というのは、相当されたと思いますが、この小河川、排水問題について、実は６月２日の熊日新聞によりますと、県の土砂の撤去完了が１１５万㎥終わったと、これはまあ２級河川の話だと思います。そこについては、これはいいんですけど、大変こういうふうに新聞にも載っておりましたので、今後、嵩上げ、そして川底の土砂掘削、こういうことをやっていかれればですね、これはもう当然本当に有難い、今後水害に対しても対応できる状況になるのではないかと思っております。

ただ、小河川、あるいは小さな溝、そういうものについてはなかなか地域の方でないと分からない部分がありますね。そういうことも含めて、パブリックコメントを取ってございますけども、少数意見でも吸い上げられて今後の事業展開にしていただければと思うわけですけども、実際、町には県の河川が１５ほどございますね、２級河川。で、支流をあわせて、佐敷川も４本ぐらい、湯の浦川も３本ぐらい、小田浦も３本と、支流も含めて県のほうの支流になっていますけども、実はまだまだですね、新聞では完了したと、梅雨に対応できるという話なんですけど、これは昨日撮った写真なんですけど、これは葉山川、これも県のですね、２級河川になるんでしょうかね。ここはもう私、一回、一般質問したことがありますが、どうも河川管理の実態をやるべきじゃないかなというふうに、一回提案したことがあるんですけど、なかなか以前、田浦時代は梅雨前に一斉清掃というのがあっておりましたけども、今なかなかないものですから、現状としてはこういうふうな、今、葦がですね、嵩よりも高いんですよ。向こう、奥は３号線なんですけど、こういうのが今実態としてあっているんだと。ここについては具体的な、ここの小さい話なんですけど、建設課長はどのような認識ですか。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　葉山川の件につきましては、町からも毎年、除草のお願いとか、土砂撤去のお願いも行っているところでございます。今回もそういう状況で、現在あるということでございますので、今後、県のほうにですね、要望を行ってい

きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　是非、改良のほうを要望も含めてお願いしたいと思います。

属地で考えると、芦北側を流れている県の管轄の川というのが１５本ぐらいあるんですね。だから、これは言えば県の管轄だからと逃げ口上できますけども、実際被害に遭うのは芦北町なんですよ。だから、是非ですね、ここは県と協議をされてですね、できないときは町が実施をするとかですね、そしてその費用分担もあると思いますが、そういう話し合いをされたほうが、今後非常にですね、被害があったら町民の方が一番災難を受けるわけですから、そういう河川の小さなこともですね、是非お願いをしたいと思いますが、河川管理のそういう台帳とか、あるいはその巡回の記録とか、そういうのは何かありますか。課長に。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　町の河川につきましても、現在、建設課のほうでパトロールを行っております。その場合、道路とあわせてですね、河川のほうもパトロールの状況の日誌を付けておるところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　ありがとうございます。

是非、前向きにこういうのは進めていただきたいなと思います。

町長にお伺いしますけども、町民のですね、意識改革というのも、今回の水害を受けて必要ではないかなというふうに思いますが、小河川、小川、水路などの、梅雨前にですね、こういう住民参加型の河川管理の構築という考えはございませんか。町長にお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　先ほどからですね、御指摘があっておりますように、芦北町は国の管理河川、県の管理河川、また町、ございます。また、その小さい河川につながる谷川もあります。沢もあります。まるでですね、人間の身体でいえば、毛細血管のようにですね、全町張り巡らされております。この全てが７月の豪雨で越水したわけでありまして、あるいは土砂災害等がですね、引き起こされたわけでございます。いわばもう満身創痍の状態でございます。そういうことにつきましては、できるだけ私ももう沢まで見て回りましたけども、まず優先順位を付けまして、そしてそこにおられる方々のですね、前回も申し上げたと思いますが、声なき声をですね、拾い上げて、そして対応していくという姿勢、これからも貫いていきたいと思って

おります。

なお、国とも県ともですね、町はこちらから出向く、向こうから来ていただく、頻繁に協議をやっております。そして、この今年この出水期をですね、何とか乗りきろうというですね、それを合言葉に頑張っておるところでありますので、今後もですね、お気づきの点があれば、どんどん一つ申しつけていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　是非、前向きな、そういうその建設的なお考えで進めていただければというふうに思います。これについてはもう一応、今後の話もあるものですから、もうこれで終わりたいと思いますが、２番目に今回は写真もですね、議長の許可をいただきながら、話の中で分かりやすいかなと思いまして、使わせていただきました。

２番目の問題はですね、先ほど答えていただきましたが、原因は宮の浦川の少しの越境はあったとか、満潮が重なったとか、あるいは県のほうのポンプは燃料の何か故障ですかね、燃料切れですか、あったとか、電気系統がちょっと浸水をしたとか、故障があったとか説明がありましたけども、過去、会社のＯＢの方にちょっと聞いてみたんですが、昭和５７年、水害があった折にどういう、どこが原因でということでですね、大分会社のほうも調べられたそうなんですよ。もともとは県のポンプが据わる前は、会社の従業員の方がですね、海岸にポンプを据えて、強力なポンプをやっとったという話なんですけど、県のポンプが据わってから、そういう排水がですね、ちょっと外が海だったもので、写真を付けておりますので、ポンプの話はですね、写真の１ページのこの東海カーボンの写真を見ていただければ、県という建屋がありますが、ここが３基付いています。大きな５０㎝ぐらいですかね、パイプ。それから揚水ポンプ場というのが町のが２基付いています。ここが実は水害が７月４日当日ですね、私、見に行ったんですよね。火災が発生しましたけども、その以前だったものですから、ちょっと浸かりながらですね、行って見たんですが、全然排水がなされてなくて、あらっ、これは何かいなと思った記憶が今でもあります。その後、７月の７、８日でしょうかね、会社の方もちょっと同行しながら行って、見させてもらったらですね、この電気系統は浸かったというのが、基礎から２０㎝か３０㎝くらいしか浸かってなかっですよね。専門的に私は分かりませんけども、その配電盤がですね、浸かったと、排水が出ない原因が配電盤が浸かったと。配電盤は２ｍぐらいありますけど、下からこのくらいしか浸かってなかっですね。それでも壊れるものかなというふうに、その当時思ったわけですが、当然その町の所管ですから、その管理者と実際現場で管理するにあたっての管理協定とかございますか。それから、会社からですね、当時の報告書とか来てると思いますが、そう

いうのもございますか。ちょっと確認です。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　管理協定につきましては、町と東海カーボンと管理の協定を結んでおるところでございます。報告書もカーボンのほうから町のほうへ提出していただくようになっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　最後のほうがちょっと分かりにくかった。来ているんですか。まだ途中ですか、報告書は。１年前の出来事ですけど。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　報告書につきましてはですね、年に、毎月出していただくことになっておりますので、その部分を確認することになっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　私が聞いた定期点検のことだと思いますが、事故とか水害があってですね、浸かった、その要因、原因、こういうことでしたという報告は多分あっていると思いますが、それは先ほど答えられた燃料系統と、それから電気系統、それだけの報告でしたか。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　７月４日に豪雨で浸かった分の報告につきましては、うちの担当もですね、現地に赴きまして、そこの東海カーボンの管理している方と一緒に、ここまで浸かった、こういう状況だったということを説明をですね、現地のほうでも受けております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　これはですね、非常に大事な問題だと思うんですよね、今後の考えると。だから、恐らく国もですね、そういう面では河川ポンプの設置点検、整備標準要領というのは国土交通省から出しますね。この手続きに則ってやっていかれればいいと思いますが、そういうその例えば点検なんかもですね、月点検とか、あるいは年の点検とか、あるいは臨時の点検とかですね、梅雨前なんかにはよく動かしてみるとかですね、あるいは故障はないのかとか、状況で視察する、目視ですよね。そういうのでしたりとかですね、そういうやっぱり記録を残していかないと、やっぱりまた同じ轍を踏むんじゃないかなと思います。今回は幸いですね、これはさっきの配電盤ですが、ここまでですね、浸かったのは、ここまで。だから、今現

在行くとですね、嵩上げしてありますね。工事はもう既に済んでおります。だから、もうこれはこれで今後浸からないだろうと思いますが、実は写真をお配りしておるですね、１枚目、１ページ、これはアルファベットと数字が出ていますね。Ｔの２０とかＴの１２とか１１とか１０とか、あるいは北側の上のほうに行けば、Ｓ１とかＳ２とか、これは測量でですね、ＧＰＳで私が２０カ所ぐらい測量をちょっと入れたんです、ここは。Ｔの１１というのが大体ポンプの高さ、そしてＳの１、Ｓの２というのが、これで言えばですね、この写真の５番ですね。８枚綴りの写真があります、この５番のところの高さです。これがＳの２、それからＴの１１というのが、やっぱりこの位置ですけど、これでどういうふうな違いがあるかというとですね、カーボンのところが相当低いんですよね。東海カーボンの敷地内の高さが低いんです。このなぜ流水は高いところから低いところにしか流れないのに、東海カーボンが５０㎝ぐらい浸かったんですけどね、いろいろ聞いたりして、ここの高さが敷地内が５０㎝。これは２ページにも被害の状況を載せていますので、これでも大体分かられると思いますが、これで説明したがいいですね。ちょっとポンプのところと、その右側、工場はちょっともう煙が上がっていますが、火災したところですけどね。これが火災発生は大体１１時４４分ぐらいかなというふうには聞いておりますので、これはちょっと１２時ぐらいですかね。だから、このおれんじ鉄道の軌道内にもですね、ずうっと浸水をして、駅の東側まで浸水をしていると。そして、暗渠という丸付けていますけど、暗渠があふれ出して、もうずうっと県道、３号線をオーバーフローしてセブンイレブンの右側、ずうっと行くと宮の浦川があります、宮の浦川のちょっと手前まで浸水してしまったということです。小田浦川と宮の浦川の浸水はですね、オーバーフローはそこまでは今回はですね、極端になかったと。やっぱり問題はですね、暗渠なんですね、高さから判断して分かるように。ほかの事例もあります。この暗渠のすぐ右側に水色の屋根がありますが、ここの製材所、会社ですけど、その右側に家がありますが、その会社の木材とか、その隣の家の子どものプールとか、それがですね、宮の浦川のすぐ橋の手前まで流れ込んだということで、逆に今回はこの暗渠のほうからですね、オーバーフローして、その水がずうっと東のほうに流れていったというのが実態だと、そういうふうに私は判断をいたしております。

それで、もうですね、会社のほうはあれですけど、点検整備、ほかの用水も関連なんですけどね、これは是非そういう点検とか、そういうのも先ほど報告を受けていると言われましたが、これはきちんとした形でやっぱり整理して残されるべきだと思っております。

それから、現場が何かあって行かれないとかあればですね、どうもなりませんけ

ど、遠隔集中監視というのはできると思うんですけど、そういうのはちょっと費用は、どうか分かりませんけども、会社の事務棟とかですね、事務棟のなんか浸かっていませんので、事務棟のところに置くとかですね、ここらへんで言えば、役場のほうに置いてですね、そこの計石とか集中管理方式を遠隔のですね、取られればいいかなと思いますが、そういう考えは、町長、ございませんか。竹﨑町長、遠隔のそういう。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　ただ今の御提案につきましてはですね、課題とさせていただきます。

平成１７年に合併した当時ですね、もう毎年のように小田浦地区は増水をいたしまして、心配な状況が続いてきたわけであります。県とも一緒にですね、主な原因を調べようということで、流域全体の流水の調査とかですね、流水路のですね、方向とか、あるいは断面積とか、そういうのもつぶさに調査をいたしました。そして、先ほど来、御指摘されております暗渠ですね、上流のほうが広くて、下流が狭くなっとると。それを見ましたときですね、誰が造ったっかと、こういうのをですね。おかしいじゃないかと、旧田浦町は何しとったっかと言ったんです、私はあの時。それは旧田浦の方には大変申し訳ないですが、それでですね、全体の調査の結果、３０㎜から５０㎜程度のその降水には耐えるようにということでですね、排水ポンプをあと１基据えたらですね、これがリスクが下がるんじゃなかろうかということで、これはもう本来は県が管理しますけども、町単独で議会の議決をいただきまして、据えました。それからですね、ずうっとですね、浸水被害からは免れていたんですよ。たまにはですね、ごみが詰まったりして、そういう時も、増水した時もありましたけども、概ね順調にリスク低減される中で進んでおりました。今回はその倍来たわけでありまして、ポンプそのものがもう浸水して、先ほど御指摘のとおりですね、機能しなくなったわけで、既に電源のところも上げまして、ポンプの位置も上げるし、強力なやつももう一つ付けるということでありますから、ただ今の御提案につきましてはですね、県もありますし、また工場側ともですね、協議もずっと重ねておりますので、御提案があったということで課題とさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　確かにですね、田浦時代の遺物というか、何というか、表現が悪いんですけど、確かにそうだと思います。ただ、当時はですね、聞きますと、何かＪＲ九州とか、いろいろかなり対象がですね、２５ｍぐらい下にもぐっているんですね。だから、問題があったということで、なかなか交渉ができずに、今まで

来たんですが、合併前から株式会社の肥薩おれんじ鉄道という形になっていまして、当然、竹﨑町長も監査委員とかされていましたし、芦北町は株主でもありますし、熊本県がほとんど、県は９割ぐらい持っていますので、意外と交渉はですね、スムーズにいくんじゃないかと思いますが、３番目の課題はですね、私は３回目なんですよね、今回３回目になります。１回目はですね、平成１９年３月にやりました。一応要約だけしておきますと、昭和５７年は６５㎜です、１時間雨量が。今回はもうそれ以上、８０㎜ぐらい超えていますので、これはもう一時的にはですね、雨というのはもう分かっています。これはもう当然の話です。分かっています。ただ、今回ですね、また来たら、また危ないというのがちょっと心配なんですね。当時の要約を言いますとですね、肥後田浦駅前通りの冠水問題をどのように認識しているか。現地調査、原因究明はどうなのか。関係機関との調整協議はどうなのか。改修工事の計画は、箇所、方法等はということで問うています。そのときにですね、町長の答えは認識はしていると、現場にも駆けつけたという答えを受けております。担当課長がですね、その改修工事が必要と思われるが、現地調査、原因究明はどのような状況かと聞きましたら、当時の担当課長は現地踏査の結果、当地域内の排水路及び県道並びにおれんじ鉄道を横断している排水断面が部分的に小さいために、揚水機場に流れ込む以前に途中であふれ出し、また水位上昇によって住宅浸水の発生要因になっていると、これなんです。当時もですね、じゃあできんとかということで言いましたら、基本的には今の排水路を活かしながら、容量不足分を並行する形で暗渠方式で推進工法など方法があるので、電車は通しながら、施工も技術的に可能ですと。そちらに検討に入るべきと思っております。施工はできますと、当時からそういう答えをもらっています。その後ですね、１９年３月議会の後に、海岸に揚水機を２基設置されました。それは２２年ぐらいだったと思います。排水機です。これが１９年３月、１回目ですね。暗渠がやっぱり問題なんだと御認識をされています。それから、さらに２４年の９月、これも一般質問をしています。それはなぜかというと、１回ですね、１９年にした経緯を踏まえて、コンサルに委託をしてありますね。コンサルに委託をしたけども、大丈夫なんだという答えが返ってきて、ポンプをされています、それだけが今回。だけん、このときですね、また浸かったものですから、何回も浸かったんですよ、その２４年までに、ポンプ付けてから。消防団も出ています。だから、この排水対策の現状をどう捉えているかというて、町長の答えは７月の集中豪雨により駅前通りが冠水してしまったと。これは芦北、観測史上、記録的豪雨の影響が大きかったといえると、こういう答えです。冠水の様子を見ながらですね、現状に合った整備をしていくという答えでしたが、私が建設経済に当時おりましたので、大丈夫かいと、暗渠は。現場を見て、構造的に

もですね、わかるじゃないか、これはこんな狭いのにと。写真の６番、７番なんですね。１番が大体、ちょっと円形ですね。鉄道まで全部浸かりますけど、その鉄道下の暗渠、そして６番がその暗渠の入り口。上から見たらですね、このくらいですけど、中に入ると大体４ｍ、５ｍ行くとですね、大体７番ですね。その暗渠が鉄道のコンクリート構造物がぶつかって、そこでうっ止まって、その高さが１ｍ２０です、下のほう。横幅が１ｍぐらいしかない。だから、１ｍ２０ぐらいでですね、排水をして、ここの部分だけ止まるか、ちょっと奥のほうはまだ細くなっているんですよ。まだ細くなっています。だから、どうしてもですね、ここを改善するか、そしてその２４年の９月議会でその回答でポンプを据えますという、ポンプを据えたのが８番なんです。写真の８番のポンプは据わりました。結果的には、構造的にはですね、そういう改善することなく、また今回終わってしまった。恐らく当時ですね、じゃあ何㎜までコンサルに、担当課長に聞いた経緯で何㎜まで大丈夫かいと。そしたら、断面はですね、６６㎜程度で計算したと、６６㎜です。だから、６６㎜以上降ったらですね、恐らく危ないなというふうに思います。

写真の４番は、大体下のほうが常襲地帯ですね。ここまで浸かりますね。浸かった深さが、この方はですね、８枚綴りのページ３の５番ですね。ここまで何回は、前回５７年がその上の赤線がございますけど、そこから下、この方はもう今、家を壊されましたね。ここです。この状態でずうっと浸かってしまった。ここを写真の２ページを見ていただきますと、この暗渠が最大原因で、おれんじ鉄道までですね、あふれ出て、標高がちょっと高いんですよ。高いところが深く浸かって、工場のほうはですね、５０㎝ぐらいしか浸かってないわけ、低いところ。だから、もうここのですね、暗渠、鉄道のまたぐこの距離が２５ｍぐらいなんですが、ここの下の暗渠が最大要因だと。だから、ほかにですね、セブンイレブンの右側にいっちょ、肥後田浦駅の右側に１カ所あります。そういうまた現場の点検を是非一回、詳しくしていただいてですね、ここに足らない部分は小田浦川に流す踏切がありますけど、そっちのほうがするとかですね、いろんな対策を是非構築をしていただければなというふうに思っております。

今、１９年、２４年９月の議会の今、要約をちょっと言いましたけど、町長の今現在の認識はどのように、今現在の。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　１９年の被害を受けた後ですね、３年後にポンプを設置したわけですね。そしてまた、その後も一回来たということですが、私、合併して就任して、もう毎年出たんですよ。工場の状況を見に行く、小田浦の状況を見に行くですね。もう毎年のようでした。それがリスクがですね、ぐっと低減されたのはですね、

御理解いただけると思います。これからは抜本的な対策を取れという御指摘でございます。これは知事が東海カーボンの社長に対しましてですね、私に対してでもございますが、責任もってですね、今後こういうことがないようにきちんと対応してまいりますと約束をされておりますので、これはですね、時間をちょっといただきたいと思いますね。当面は冒頭申し上げましたように、まずは乗りきっていって、そして効果的な方法をですね、取っていくということでございますので、きちんとそれは今日御指摘されたことは認識しておりますので。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　担当課長からポンプをですね、令和４年にポンプをまた２基増設をするという話がありましたけども、私なりに検証をして、現場をずっと見て、高さも測って、流木が流れていったり、そういうのを考えてですね、ああ今回のポンプの停止は東海カーボンの火災ですよね、この発生が一番、下が浸かったから起きたんだなというふうに思っております。もともと遊水池から外が海だから、潮の満ち引きでも大分違いますし、できたらもうそっちのほうはですね、川下のほうですから、川下の途中でブレーキがかかるところもですね、これは並行してじゃないと、ポンプを付けたからこっちが改善できますという話には、私はならないというふうに思っております。もう３回やりましてですね、やっぱりこれだけまたこういう時期ですから、水害の量も半端じゃないですね。

今回、歴史は繰り返すといいますけど、こういう豪雨の、熊日から出ていましたね。私、ずっと見とってですね、わあ昭和４０年にもこんな大災害があったんだと、もう改めて今思ったわけです。球磨川がですね、５５年前に八代の萩原橋から市内も全滅ですね。大冠水です。人吉市も全部浸かっていますし、途中もやられています。改修、改修されましたけど、今回このような被害に遭ってしまったということでございます。

是非、町長、これは構造物ですから、過去は田浦時代じゃないかと言われましても、今、芦北町ですから、是非、町長の気持ちで、ほかの場所、分かっています、優先順位も。ただ、乗って、計画がですね、そのうち出来ていけば、今、具体的に構築されていけばですね、住民の皆さんも安心されると思います。今回は被害はですね、満潮満潮と言われますが、この１２時頃はこういう状況ですよ。２ページの写真は、干潟です、海岸のこの状態はですね。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。あと１分です。

○１１番（平松洋一君）　はい。是非、これはお願いしたいと思います。

じゃあ大体、意を酌んでいただいたという気持ちでおりますので、最後にこの令和２年の７月豪雨の被害は甚大でですね、これはもう復旧・復興には膨大な時間、

労力、費用、それがかかるというふうに思いますし、期間も長期化はやむなしというふうに考えております。理解はしております。今回はそのような中で、一地域の問題ではありますけども、この地域にとってはですね、合併前からの地域住民の長年の願いでもありました。是非、そして今回、気象庁がこの６月の１７日からですか、線状降水帯情報も発令することになりました。今後ますます異常豪雨の危険性が高まりそうです。しかし、三度繰り返すことは絶対あってはなりません。これを機に、再度、恒久的、抜本的対策を講じていただき、地元住民の生命・財産を守るため、是非とも事業計画を具体的にされ、この問題に道筋をつけ、終止符を打っていただきますようお願いを申し上げ、この質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　これで、平松君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○４番（坂本　登君）　皆さん、御苦労様です。日本共産党の坂本登です。

議長の許可のもと、３項目について質問いたします。

１、コロナ禍におけるワクチン接種及び避難所のあり方についてお聞きします。

①本町における新型コロナウイルスワクチン接種の状況と今後の予定は年代別にどうなっていますか。また、ワクチン接種に対する意思がある高齢者で、申し込みの方法が分からない町民に対してどのような対応をしていますか、お答えください。

②梅雨に入り、線状降水帯等による豪雨に備えなければなりません。命を守るには、早めの避難以外にありません。コロナ禍における避難所のコロナ対策だけでなく、ペットの避難等含め、あらゆる角度から考えた分散避難場所が必要と考えますが、どう考えていますか、お答えください。

③行政区及び自主防災組織と協力して、防災マップの更なる周知と、高齢者や障がい者等、生活弱者の誘導など避難訓練を実施し、１人の犠牲者も出さない避難体制を確立することが重要と考えますが、町はどのように考えていますか、お答えください。

２、学校給食費の無償化及び生理用品の無償配布についてお聞きします。

①本来、国が実施すべきものでありますが、町として給食は教育の一環と考えるなら、日本国憲法第２６条、義務教育はこれを無償とするを尊重し、学校給食費の無償化を実施するべきと考えます。その考えはありませんか、お答えください。

②コロナ禍及び水害の影響や経済的な理由などから、生理用品を購入できない家庭が全国的に広がっており、町としても女性の心と体の健康の維持を重視することや、教育の機会を保障すること等から、公共施設及び小中学校等、義務教育施設の女子トイレに生理用品を常備し、保健室で無償配布するなど、提供する対象や方法等を含めて前向きに検討し、町独自に実施する考えはありませんか、お答えくださ

い。

３、瀬戸石ダム検証についてお聞きします。球磨川の管理者である国交省に昨年の７月豪雨により、瀬戸石ダムが与えた影響について検証し、人命が奪われたことを重く考え、瀬戸石ダムがなかった場合の検証もするように、今後、球磨川流域の会議等で問題提起し、国交省に要請してほしいがいかがでしょうか、お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　坂本議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題１の①のワクチン接種に関しては、町民最大の関心事でもあります。速やかな接種ができるよう、医師会との連携も図っておりまして、現在のところ、順調に推移しておりますので、担当課長に申し込みの漏れがないよう、丁寧な対応を指示しているところであります。

なお、具体的な内容及び残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君）　岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君）　坂本議員の質問、２の①についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、平成２４年第３回定例会及び平成２８年第３回定例会において、坂本議員からの質問で答弁しておりますとおり、低所得の世帯につきましては準要保護の就学援助費として給食費も支給しており、現状で町としては十分対応できていると考えております。

なお、学校給食費について定められております学校給食法には、学校給食の実施に必要な施設等の経費並びに運営に要する人件費等の経費については、学校設置者の負担とし、それ以外の経費、いわゆる給食の原材料費等については児童生徒の保護者の負担とするとなっており、原材料分の応分については負担を求めるべきと考えております。なお、無償化につきましては、課題としたいと思っております。

次に、②についてお答えいたします。現在、学校現場では生理用品については保健室に常備し、必要な場合には児童生徒個別に対応を行い、子どもとの対話の中で体調や生活状況を確認し、保健指導につなげております。トイレに常備した場合、衛生面や管理面において別途の指導が必要になります。また、子どもの状況も把握しにくくなり、一人一人の課題に応じた対応が難しくなることから、トイレに常備しておくよりも現状の対応が適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君）　それでは、質問主題の１、①についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在６５歳以上の方の接種を実施しているところです。４月２６日に高齢者施設等の入所者、従事者及び町内の医療機関に入院中の方から接種をはじめ、５月１７日からは町内８医療機関で一般高齢者の接種を開始しております。高齢者で接種を希望している方のワクチン接種につきましては、７月中に完了する見込みでございます。６５歳以上の高齢者の接種後は６４歳以下の接種になります。６月中に接種の御案内とクーポン券、接種券の送付を行い、申し込みの受付を行います。

なお、接種の時期につきましては、ワクチンの供給の見込みが立っていないことから、現時点では未定でございます。ワクチンの供給が判明した時点で速やかに開始できるよう準備を進めております。

また、高齢者の方でワクチン接種を希望された方は、高齢者及び入院中の方を含め、６,８８０人ほどです。これは対象者の９０％に当たります。ワクチンの接種ができない人、希望しない人がおられますので、接種を希望される方につきましては、ほとんど申し込み済みではないかと思います。

なお、申し込み方法が分からない等、問い合わせにつきましては、書類の再発行等につきましては、電話、窓口とも丁寧に対応しております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　質問の主題１の②の御質問についてお答えいたします。昨年の豪雨災害で町全体が被災し、応急復旧の段階であることから、避難行動の習慣化、逃げ遅れゼロを目指す取組が最も重要であると認識し、様々な媒体で周知を行っております。

指定避難所につきましては、コロナ対策もあることから、定員を半分にした避難所運営を基本としており、まずは５カ所の避難所をベースに開設し、避難状況により常時１０カ所まではスムーズに拡大できる体制を構築しており、台風災害の場合は最大２４カ所まで拡大する職員配置も行っているところでございます。

また、自主防災組織等においても、自主的に避難所を開設いただくところもある状況でございますので、分散避難のための場所は確保されているものと認識をしてございます。今後も状況を注視し、柔軟な対応を行ってまいります。

加えて、住民の方に対しましては、避難所以外の避難先として、親戚や知人宅等も分散避難の有効な手であるということを周知していく必要があると考えております。

ペット同伴の避難所については、現在、指定しておりませんが、環境省が発出しておりますガイドラインも参考にしながら、今後の検討を進めてまいります。

次に、③の御質問についてお答えいたします。区長会の場においても、逃げ遅れゼロを目指す取組として、マイタイムラインの各世帯への配布、防災情報を発信する公式ＬＩＮＥへの登録周知、警戒レベルの変更、自主防災組織の設立依頼、防災訓練の実施等についてお願いをしたところです。また、昨年の豪雨災害で土砂災害の危険性が高まったままの地域においては、早めの避難を呼びかけていただくようお願いをしております。

行政は呼びかけが中心となり、実際の避難行動に結び付けるには、誰かの声掛けがきっかけとなりますので、自主防災組織等とさらに連携を深め、情報共有を行いながら危険な場所からの早期避難を習慣化する取組を進めてまいります。

また、要配慮者施設については、避難確保計画の策定が全ての施設が終了いたしております。今後、各施設において避難訓練等も計画されてまいりますので、連携を図りながら訓練精度の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君）　質問の主題２の②についてお答えいたします。

現在のところ、町独自による公共施設での生理用品の提供は考えておりません。なお、コロナ禍の長期化により生活が困窮するなど、生理用品の購入が困難な女性への支援策として、生理用品の配布等を実施している自治体があることは認識しておりますが、生活に困窮されている方につきましては、これまでと同様、社会福祉協議会、福祉事務所と連携して、その解決に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　質問の主題３の①についてお答えいたします。

昨年の７月豪雨により、瀬戸石ダムが与えた影響の検証については、電源開発及び国交省に対して個別に申し入れを行ってまいりました。検証結果につきましては、本年２月１９日に電源開発より公表され、その内容については公表前に河川管理者である国交省に報告し、確認されたと伺っております。御質問の点につきましては、御意見として国交省につないでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　１の①、コロナ禍におけるワクチン接種について再質問をします。長引く新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が、本町において高齢

者から始まり、接種の状況と今後の予定を年代別に担当課長から答弁がありました。これまでの議会の質問と同じように、私は町民の声の代弁者に徹し、政策提案をいたします。

そこで、町民の声を紹介します。お聞きください。「私は８０代ばってん、待ちに待ったワクチンを打ってもらい、少しは腕の張りというか凝りがあったが、２日ほどで何ともなくなった。打つ前は後遺症が少しは心配だったが安心した。しかし、テレビを見ていると、大阪や東京など大都市でインドやイギリスの変異何とかとかいうのが急増し、緊急事態宣言まで出てしまっている。ワクチンは接種してもらったが、変異ウイルスに効くとやろか。安心してよかっじゃろか。」という声です。このように町民の中にワクチン接種に期待する声は多くあるが、一方でインドで見つかった変異ウイルス、またイギリスで最初に確認された変異ウイルス等といった変異株といわれるウイルスの拡がりなど不安な声もあります。

担当課長にお聞きします。現在、コロナウイルスワクチン接種が始まっていますが、町民が不安視するこれらのインドやイギリスで確認された変異ウイルスとはどういうウイルスですか。また、これら変異ウイルスに対して接種が始まっているワクチンの免疫力はどれくらいですか。町民に分かりやすくお答えください。

○議長（宮尾秀行君）　答えられますか。田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君）　それでは、お答えいたします。

テレビ、新聞等の受け売りになりますが、申し訳ありませんが、新型コロナウイルスワクチンの変異株につきましては、感染性が高くなったり、重篤性が高くなったりするというようなところで可能性があるといわれておりますコロナウイルスであるというふうに認識をしているところでございます。

現在、英国株、それと南アフリカ株、インド株等のいくつかの変異株が確認をされておるというような状況でございます。県内では英国株、Ｎ５０１Ｙ変異というのが、可能性がですね、これが確認されましたのが３月３０日に県内では確認をされております。２週間後の４月８日の週には全体の７０％を占めまして、５月末にはこの英国株が９５％を超えているというような状況でございます。従来型と比較しまして、感染性、重篤性も高く、注意が必要なウイルスであるというふうに考えておるところでございます。

また、変異株がワクチンの効果があるかということでございますけれども、現在、町内で接種をしておりますワクチンにつきましては、ファイザー製のワクチンでございます。英国株につきましては、ワクチンの効果に影響はないとされておりますので、英国株に対しては大丈夫じゃないかというふうに考えます。

また、インド株に対しましては、ワクチンの効果を弱める可能性があるというこ

とで発表がされておるようでございます。しかし、ワクチンは一定以上の感染予防等の効果がございますので、あると考えられますので、ワクチンの接種は有効であるというふうに考えております。

なお、ワクチン接種後も感染予防には、基本的な感染対策が重要であると考えておりますので、マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保などの感染予防対策を今後も徹底していただきますよう町民の皆様にはお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　ありがとうございます。

ＷＨＯが発表しているのにですね、イギリス株、南アフリカ株、ブラジル株、インド株というふうに、特定の国を入れた呼び名は改めるというか、中国で発生したことに関して差別的な問題が起こっておりますので、イギリスの変異はα、南アフリカではβ、ブラジルではγ、インドで確認されたのはδというふうに呼び方をするようにというのは提唱されて今はおります。しかし、この変異したウイルスは今後必ず課題として、町長、上がってくると思うんですね。だから、我が町でもコロナの収束の鍵は、現在取り組んでいるワクチンの集団接種による集団免疫の早期獲得が必要と思います。前世代の町民にワクチン接種を早期に終了することと同時に、ワクチン接種で安心することなく、変異したウイルスに対する正確な情報を集め、広報あしきた及びまちだより等で周知して、これまで以上の感染対策が必要です。町長の人脈を生かし、医師会や有識者と協力して変異した新型コロナウイルスに対応していただきたい。町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　おっしゃるとおりであります。町民の方々の不安というものはですね、なかなかやっぱり深刻なものがあると思います。その中でワクチン接種につきましては、本町は既に５０％を超えているという報告を受けておりまして、かなり早い進度で進んでおると思います。今後、変異型につきましても注視をしながらですね、ただ今おっしゃったようなことで、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　次に、１の②コロナ禍の避難所のあり方について再質問します。

分散避難場所について、担当課長から詳しく答弁がありました。その中で、ペットに関しては検討中といわれました。

そこで、町民の声を紹介します。７０代の女性です。お聞きください。「去年７

月豪雨のとき、１２年一緒に暮らしていた犬を死なせてしまった。私がもうちょっと危機意識をしっかりともっていれば助けられたと思い、悲しくてなりません。夜中に雨が強いのは分かっていましたが、２階に寝ていたので安心していました。犬も床下につないでいるので濡れなくてすむ場所だし安心していました。ところが、朝起きてみて１階に降りてみると、腰付近まで泥水があり、畳は浮き上がり、家具等は倒れ、部屋や台所が悲惨な状況で、外に出ることができませんでした。全て私の責任ですが、ペットを家族同然に飼っている町民は多いと思います。去年の災害を経験して、私も含めて早めの避難の重要性はみんなが思っていると思うので、ペットと一緒に避難できる場所をつくってほしい。私のように、悲しむ人がないようによろしくお願いします。」という悲痛な声を私に訴えられました。

担当課長にお聞きします。ペットというのは、それぞれの飼い主にとって大切な存在であり、家族同然だと思います。町内でペットを飼っている町民は多く、ペットと一緒に避難できる場所を確保することは重要です。いろんな課題はあると思いますが、早急に対応してほしいが、総務課長、どうでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　お答えいたします。

私も過去にペットを飼っていた経験がございまして、今のお話にはですね、心を寄せるところもあるわけでございます。その上で避難所においてですね、一般の方とペットの同一施設での混在については、昨年の大型台風の際、他の自治体の避難所でですね、行われた例は承知をしておりますけれども、やはり鳴き声、あるいは衛生面でですね、トラブルが発生したと伝え聞いておりまして、やはり難しい問題であるというふうには認識をしてございます。

災害時のペット保護については、飼い主の方が平時よりですね、飼育管理を想定いただいておくということが一義的ではありますけれども、避難所におけますペットの受入場所、あるいはルール作りについてですね、現時点で考慮案をお示しすることはできませんけれども、検討課題としてですね、検討してみたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　ペット同伴での避難所問題は早急にですね、クリアしていただきたいと、町長にもお願いしておきます。

次に、１の③一人の犠牲者も出さない避難体制の確立について、再質問をします。早め早めの避難を徹底すると趣旨の答弁がありました。

そこで、町民の声を紹介します。７０代の方です。「被害の大きかった河川の堆積土砂はかなり撤去されているが、下流域から河口までの潮位は、干潮時は土砂撤

去の効果があるが、大潮で満潮時の潮位は変わらない。海は池と違って世界につながっている。大潮で満潮時の潮位と豪雨による上流からの大量の雨水の流れが重なれば、同じ大水害が起こる恐れがある。下流域から河口周辺の住民は安全な場所に避難するしかない。避難を呼びかけるときに、満潮時刻を町民に知らせる必要がある。町民が自分が住んでいる地域が海抜何メートルかを把握し、参考にすることが大事です。」という声です。

もう一人の町民の声を紹介します。「昨年の災害を経験して多くの町民が安全な場所への避難をすることの大切さは分かったと思う。しかし、私を含め、いざとなれば、分かっていても前日の天気の良い昼間には避難しない人も多くいると思う。昼間より夜のほうが甚大な被害を引き起こす可能性がある。そのことから、避難訓練をするなら、夜の時間帯に訓練をするのが命を守る最善の方法と思う。」という声です。

ここで、防災担当課長にお聞きします。自治体の最大の責任は、住民の命と財産を守ることです。大潮時の満潮時刻と大雨が重なれば、甚大な被害を引き起こす可能性があるという声をもとに、大潮時の満潮時刻を避難情報と同時に周知し、避難を呼びかける必要があります。その考えはありませんか。また、避難訓練をするなら、夜の時間帯に訓練をするのが命を守る最善の方法と思うという声をもとに、行政区、自主防災組織と協力して、夜の避難訓練を実施する必要があります。その考えはありませんか。２点についてお答えください。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　まず、潮の情報についてでございますけれども、今年度に入りまして５回ですね、避難所を開設をいたしておりまして、早めのアナウンスを行っております。その中で、大潮、潮の情報は我々も当然把握をしておりまして、満潮時刻とですね、雨量の関係というのは最も注視をしているところの一つであります。今回、全ての回ではございませんけれども、大潮の時間とかですね、満潮の時間については、公式ＬＩＮＥでも確か報告をしたように記憶をしてございますので、防災無線でも流せるようにというふうなことの御指摘でございますので、検討したいというふうに思っております。

あと、また夜間の避難訓練ですけれども、町としましてはですね、安全性を考慮いたしまして、明るいうちの避難に結び付くよう、早めの避難所開設とアナウンスを現在行っております。地域におられる消防団や自主防災組織等も同様のですね、認識をお持ちと理解をしております。この基本的なスタンスは維持するべきと考えておりますけれども、実際の避難行動では夜間も想定すべきものでございますので、検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　満潮時刻の周知は非常に大事だと思いますので、早急に実施できるようにお願いします。

次に、学校給食費の無償化及び生理用品の無償配布について再質問いたします。教育長からと担当課長から、それぞれ答弁がありました。教育費の無償化については、通告でも提案しましたが、日本国憲法第２６条、義務教育は無償とするを素直に理解することが大切です。日本国の最高法規は憲法です。それなのに、答弁でも教育長が言われましたが、学校給食法１１条第１項には、学校給食費は保護者の負担とすると記載されています。しかし、全国では学校給食費の無償化が進んでいる自治体も増えています。これは地方自治法第１条の２に、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると、第１条に明記されています。この「自主的に」を根拠に既に実施している自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本にし、自主的かつ総合的に実施していると思います。

町長は、国がしないなら、芦北町で何ができるかを常に考えているという趣旨のことを、これまで何度も私に答弁されてきました。現に、芦北町は子どもの医療費の１８歳までの無償化は、県下でもトップクラスのスピードで実施されました。また、１８歳までの国民健康保険税の均等割部分の無償化の実施も、西日本で１番です。これらは、芦北町総合計画の基本理念である「すべては次代を担う子どもたちのために」を具体化したもので、町民の自慢であり、子育て世代に大変喜ばれています。

町長にお聞きします。学校給食費の無償化は子育て世代の経済的支援に加え、子どもたちの成長を栄養面から支えるということから、芦北町総合計画の基本理念である「すべては次代を担う子どもたちのために」という教育立町の理念のもと、行政として学校現場に寄り添い、全面的に支援していきますということに合致するものです。私の学校給食費の無償化の提案は、今回で３回目の要求であり、以前、宮内議員も第２子からの無償化の問題を提案されたこともあります。これらの課題は町民の切なる願いです。教育長から、検討課題とさせてくださいという答弁がありましたが、是非、学校給食費の無償化を芦北町でも実現してください。町長の政治決断を心から要望するものです。よろしくお願いします。答弁をお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　基本的には、教育長が答弁したとおりであります。しかし、また世の流れといいますか、傾向もどんどん変わってまいりますし、認識もですね、また日々新たになっていくわけであります。ただ、これを無償化いたしますとです

ね、財源的に５，２００万円余の措置が必要になるわけでありますので、財源をどうするかということで、財政との協議もかかってまいります。そして、我が子をですね、健全に育てていくための基本は、三度三度の食事であるということもですね、言われておるわけでございますので、教育長が答弁したようにですね、これは我々のですね、検討課題としてですね、ここでは政治決断がちょっとまだできませんので、時間を頂戴いたしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　近いうちに実現することと信じて待ちたいと思います。

次に、生理用品の無償配布について再質問をします。生理用品については、いままでのあたりまえが通用しなくなってきていると思います。公共施設、教育現場を含めて、生理用品が必要な人に届くことで、女性の健康を守り、教育の機会を保障することになります。東京都品川区では、防災備蓄の生理用品を無償配布したことから、必要とする児童生徒の手に届けやすくなるようにと、区立小中学校、義務教育学校に設置しました。原則、小学４年生以上が使う女子トイレ内の個室に設置し、個室内の設置を原則とすることで、誰もが入手しやすいように配慮しています。他にも東京都多摩市、千葉県君津市、神奈川県大和市等でも公立小中学校の女子トイレに設置しています。大和市の事業費は、市のレベルでも３７万円です。

そこで、住民の声を紹介します。お聞きください。１人目の女性は、「初潮を迎えたとき、親にも言えなかったり、生理の周期がまだまだ不順だったり、生理用品が買えなかったりしたとき、トイレットペーパーや携帯用ティッシュで代用したことがある。生理は自己責任で黙って片づけるものとせず、行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えることになります。」という声です。

２人目の女性は、「中学生のとき、保健室に休み時間に生理用品をもらいに行ったことがあります。そのことで授業に遅れた経験があります。男子にからかわれると思い、遅れた理由を言えませんでした。教育の機会を保障するために、気兼ねなしに使用できる女子トイレにあることが当たり前になってほしいです。」という声です。

３人目の女性は、「教育現場に生理用品を置くこと、またそれと附随した性教育を全ての学生に行うことが社会へのハラスメントを減らし、生理への理解を促進することにつながると思います。生理のある女性にとっては、必ず必要なものなんです。トイレットペーパーと同じなんです。女子トイレに生理用品が置いてあるのが当たり前になってほしい。」という声です。

町長にお聞きします。紹介した女性の声をもとに提案します。女性の生理は、人

類が子孫を残すためのもの、誰もが経験します。必要不可欠のものです。トイレットペーパーは常備しているのに、女性の必需品である生理用品も常備するようにすべきです。公共施設では役場の福祉課や健康増進課の窓口のほか、コミュニティセンターや小中学校等、女子トイレでも常備してください。これまでのあたりまえでは、なかなか表に出せなかったテーマですが、町として考えなければいれない大きな課題です。町長は、これまでのあたりまえが通用しない時代になった。新しいあたりまえを町民の皆さんと創造してまいりたい。前３月議会で挨拶されました。私は、今３人の女性の声を紹介しました。女性の生理用品の問題提案は、今回初めて取り上げました。この解決は、女性だけでなく、男性と社会、ジェンダー平等の課題です。新しいあたりまえと捉えて、担当課に真剣に取り組むように指示をしてください。芦北町で実施するのに、１パック３００円程度として計算したとしても、数十万円の財源で済むはずです。町長の政治判断、決断を心から要望します。町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　これにつきましても、教育長が答弁いたしましたが、取り組むとするならばですね、管理面、衛生面、そしてまた周囲の理解をもらうというようなですね、総合的なやはり視点からの検討が必要でございますので、御提案として受け止めさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　全国的にも設置するところが増えていますので、教育長、しっかりですね、その辺を調査していただいて、衛生面等と、新しいものを置くだけですので、そういうところも先進地の情報なり、女性にとってみたらトイレットペーパーと一緒なんですという、この共通した声だったんですよ。我々から見れば、昔のあたりまえと、こうじゃないんですね、今は。だから、新しいあたりまえと考えて、当然あるべきトイレットペーパーと同じなんだと、女性にすればですね。そういう考えでやっていただきたいと思います。

次に、瀬戸石ダムの検証について再質問をいたします。前回の３月議会で、瀬戸石ダム周辺の住民の声は紹介しましたので、今回は海の漁師さんの声を紹介します。

１人目は、田浦の漁師さんの声を紹介します。「ダムがもたらす環境破壊は、漁民にとって深刻な問題を引き起こしている。ダム湖の中に溜まった堆積土砂はヘドロ化し、ダム湖の水質を悪化させ、必要以上に負栄養化をもたらしている。これか海洋に流れ出し、赤潮など海洋汚染を発生している原因と思われます。また、河口沿岸に供給される土砂の量も少なくなり、干潟の環境破壊を起こしています。アマモの発生生育も阻害され、稚魚の育成場所がなくなってしまっています。このよう

なことから、漁業者にとって深刻な漁業不振をもたらしている。私の家系も２００年以上、漁業を生業としてきました。私も親から引き継ぎ、５０年間漁師を行っています。５０年前の漁獲量に比較すれば、現在の漁獲量は５分の１に減少しています。全てがダムのせいとは言いません。このような状況が続けば、漁民の姿は不知火海から消えてしまいます。私は、子どもと孫の末代まで宝の海を守っていきたい。海の産卵場所であり生育場所でもある球磨川は、不知火海にとって母なる川である。ダム湖の堆積土砂を下流に流すということを耳にしたが、ヘドロ化した堆積土砂は言語道断、冗談じゃないと言いたい。海の漁師の意見を聞けば、誰でも知っていること。ダムが撤去されれば、最初はヘドロが流れ出しても、数年の年月をかけて流下を繰り返し、自然環境は回復すると思う。今回言いたいことは、ダムを撤去してくれと言っているんじゃない。国は、ダムが水害や環境に与えた影響を１級河川の管理者として検証するべきと言っているんです。」という声です。

もう一人は、計石の漁師さんの声も紹介します。「海は、雨が降ることによって山からの栄養分が川を伝って海に流れるのが自然の摂理です。しかし、球磨川にある、現在は撤去されているが、荒瀬ダムと、今もある瀬戸石ダムの影響で、六十数年の歳月をかけて河口周辺の干潟は失われ、テナガダコ、シャコ、小エビなどが獲れなくなった。河川の流れを遮るダムがあることにより、長い年月をかけて自然環境を変えてしまった。誰でも分かりやすくいえば、人間の血液で考えたら分かるでしょう。血管の流れが何かの詰まりで悪くなれば体調を崩し、最悪の場合、死んでしまうこともあるでしょう。国はダムが災害に与える影響と自然環境に与える影響を明らかにしてほしい。」という声です。

そこで、町長にお聞きします、この２人の漁師さんは、町長もよく知っている方たちです。名前も出していいと言われました。しかし、名前は伏せました。この人たちの声は、芦北町の全ての漁師さんたちの本音であり、海を愛する人全ての思いです。問題提起する相手が１級河川の管理者である国交省であるため、勇気のいることと思います。しかし、７月豪雨で人命が失われ、瀬戸石ダム周辺は上流・下流とも甚大な被害が出ました。５月２５日、国交省は私たちとの交渉の中で、瀬戸石ダムが球磨川にある構造物である以上、７月豪雨時、影響がなかったとは考えていない。現に、定期検査で堆積土砂により洪水の恐れありと指摘し、堆積土砂を撤去するように、毎年強く指導してきたところです。と、国交省職員の専門官が私たちに回答しています。大事なことは、ダムがなかったらどうなっていたのかという検証と、だけが建設されて６０年間という長い年月をかけて、下流や河口にどんな自然影響の変化をもたらしたのか、今回、私に勇気を出して声を託してくれた２人の漁師さんの切実な思いを真剣に受け止め、国交省及び環境省に対して、住民目線と

いう町長の政治姿勢の全てをかけて、強く国に要求してください。

私は、瀬戸石ダム問題はものを言う相手が大企業と国になりますので、球磨川流域の自治体の首長の中では、竹﨑町長にしか託せないと思っています。今回は、瀬戸石ダム撤去を求めているのではないんです。ダムがなかった場合を含めて、水害と自然環境に与えた影響の検証をすることを言っているのです。私もこの間、交渉相手が大企業や国であっても、住民の立場で必死に声を代弁し、直接要求を国、大企業に伝えてきました。町長、是非、力を貸してください。お答えください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　これまでも国・県、あるいはＪ－ＰＯＷＥＲに対するですね、要望等、日本共産党　坂本議員からもですね、度々承っておりまして、その都度、きちんと声は届けてございます。ただ今のですね、強い決意の御発言がありましたので、これまで同様ですね、おつなぎしていきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　流域の首長会議等々でも、これを言い出すのは最初は一人だと思います。それでも後ろには本根がついていると、私も何でも言うときは一人ぼっちでした。しかし、町長の理解力が素晴らしいことで、前進することが多々あります。国が間違っていれば、間違っているというか、住民の思っていることと違うなら、住民の立場でものを言ってほしい、このことを最後に要求いたしまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君）　これで、坂本君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩しますが、皆さん、座席にちょっとお座りください、そのまま。

ここでしばらく休憩をいたしまして、午後１時から再開します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時３８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　皆さん、こんにちは。

午後の眠けのさす時間帯でございますが、早速、始めさせていただきたいと思います。

令和２年７月の災害は、これまでの常識をはるかに越え、過去に例を見ない大規模被害となりました。被害は全町に及び、まさに青天のへきれき、浸水により尊い

命を亡くされた方々や、多くの財産を無くされた方々に、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

先に示された復旧・復興計画書では、排水路の調査や拡張及び排水機場の増設については、今回の災害を踏まえ、現地調査を含めた排水施設の調査確認を実施します。調査結果を踏まえ、地域の実情に鑑み、排水路の拡張や排水機場の整備を行うとなっています。

質問事項１、暮らしを支える強いまちづくりについてお聞きいたします。

①復旧・復興に向け、調査等が進められておりますが、何カ所ぐらいの新たな排水機場設置が必要か。

②甚大な浸水被害を受けた芦北地区中心部及び田浦地区中心部の浸水対策はどうするのか。

③排水機場の設置の場合、財源確保のため、国・県の補助金制度や交付金制度等、どうなっているのか。

④復旧・復興計画では、計画検証のため、復旧・復興検証会議を設置するとあるが、大変大事なことだと思います。設置はいつ頃になるのか。設置されたのであれば、構成メンバーはどのような人たちなのか。

⑤今後、復旧・復興計画を推進する上で、専門家等の知識を取り入れる考えはないか。

⑥町道、町管理河川及び農地災害復旧の直近の進捗状況はどうなっているのか。

以上、６項目について質問いたします。あと、一般質問席よりお聞きいたします。

○議長（宮尾秀行君）　寺本順一君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。

竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　寺本順一議員の質問にお答えいたします。

復旧・復興については、緒に就いたばかりでありますが、まずはこの出水期を乗り切るべく、現在、浸水被害が発生した地域の排水路や河川の土砂撤去等の緊急対策に全力で取り組んでおります。今後も国・県と連携を図りながら、早期の復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　質問の①についてお答えします。排水機場については、今後、施設の調査や解析を実施し、整備が必要な箇所があれば、排水路の拡張や整備及び排水機場の整備を検討してまいります。

次に、②についてお答えします。芦北地区中心部の浸水については、佐敷川の越水が主な原因であったため、熊本県において浸水被害の解消や、再度、災害を防止

する観点から、護岸嵩上げや河道掘削等の改良復旧による整備を目標に、「災害復旧助成事業」、いわゆる「改良復旧」が採択されたところであり、令和６年度の完成を目指し、現在、詳細設計を行っているところでございます。

田浦地区中心部の浸水についても、田浦川の越水が主な原因であったため、現在、県において緊急対策として堆積土砂の掘削作業を行っておりますが、今後、断面等の検証を行い、護岸嵩上げ等の越水対策を、県、町連携し取り組んでいきたいと考えております。

次に、⑥のうち、町道及び町管理河川の災害復旧の進捗につきまして、５月末現在の状況でお答えします。道路２７２カ所、河川６７０カ所、合計９４２カ所で発生した災害のうち、道路４８カ所、河川１２９カ所、合計１７７カ所、率にして約１９％が既に発注済みであり、残りについても令和４年度までの工事発注を目指しております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　質問の③についてお答えいたします。排水機場設置に係る財源といたしましては、排水機場の設置目的や事業規模により異なりますが、国庫支出金の社会資本整備総合交付金、県支出金の水利施設等保全高度化事業補助金、農村地域防災減災事業補助金等が活用可能と考えられます。また、補助金以外の財源といたしまして、町債や基金の充当も考えられます。特に町債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債や過疎対策事業債等、元利償還金に係る地方交付税の基準財政需要額算入率が高いものを活用し、将来の財政負担軽減を図ってまいりたいというふうな考えであります。

次に、④と⑤について関連がありますので、一括してお答えしたいと思います。芦北町復旧・復興計画検証会議については、復旧・復興計画の推進に関し、施策評価や推進上の課題、改定などについて意見をいただくこととしております。現在、７月の設置に向け準備を進めております。委員については、設置要綱に基づき、産業界、医療・福祉機関、教育機関、住民、その他必要と認めるものの中から委嘱することとしており、町内外の有識者の方に参画いただきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君）　佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君）　質問の⑥のうち、農地災害復旧の進捗につきまして、５月末現在の状況でお答えいたします。

まず、国の補助を受けて実施する災害復旧につきましては、１９７件のうち、現在、農地３０件、農業用施設１４件、合計４４件を発注済です。また、国の補助を受けない比較的規模の小さな災害につきましては、町単独の補助によりまして、随

時復旧を図っております。５月末時点で５１７件のうち４３５件、約８４％の復旧が完了しており、今後も早期復旧に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　ただ今、答弁がありましたが、排水機場の新設につきましては、調査や解析を引き続き実施し、整備が必要な箇所があれば、排水路の拡張や排水機場の整備を検討するとのことでありましたが、今後も引き続き調査され、今後の浸水の被害が一日も早く解消されるよう頑張っていただきたいと思います。

２の甚大な浸水被害を受けた芦北町中心部及び田浦地区中心部の浸水対策については、佐敷川と田浦川は越水が主な原因であったため、熊本県において浸水被害を防ぐための護岸の嵩上げや河道の掘削を実施し、越水対策を行うとなっておるが、災害復旧助成事業が採択されたとのことで、令和６年度の完成を目指し、現在、詳細設計を行っているとの答弁で、大いに期待をしております。

お聞きします。河川の掘削は何メートルぐらい掘り下げるのか、また護岸の嵩上げは何メートルぐらいかお聞きいたします。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　佐敷川の災害復旧助成事業の掘削の深さと嵩上げの高さの質問でございますが、河川の掘削につきましては、緊急対策として、現在、堆積土砂を撤去しております。今後、助成事業にて場所によっては更に掘削を行うこととなっております。その掘削につきましては、現在設計中でございますので、どれぐらい掘り下げるかは、今のところ、現在分かっていない状況でございます。

護岸の嵩上げにつきましても、設計中でございますので、場所によってどの程度嵩上げするかも、現在分かっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　現在設計中で、まだ正確な数字が分からないというようなことでございます。

町民の人たちも、この掘削と嵩上げについては非常に期待しております。大変工事現場を近所の方々が見られて、心強く思っておられるわけでございますけれども、今のようなことでですね、随時、早めの掘削を要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、排水機場設置に対する補助金制度や交付金制度でありますが、財政負担の軽減が今後も図られますよう、ひとつ御努力のほうをお願いしておきたいと思います。先ほどの説明では、多々、多くの補助制度、交付金制度あたりもあるようでござい

ますけれども、努力していただきまして、ひとつなるべく自主財源が要らないような形をとっていただければ幸いじゃなかろうかと思っておるところでございます。

次、４番目でございますが、復旧復興検証会議立ち上げでございますが、答弁では７月中に立ち上げをするというような話でございます。非常にこれも検証して前へ進むということは非常に大事なことでございます。今年の７月の４日が丸１年の節目の日でございます。ちょうどいい７月中というのは、いいタイミングではなかろうかと思っておりますので、よろしく、立ち上げについてお願いをしておきたいと思います。

また、構成メンバーにつきましても、内外から選考するというようなことでございますので、なるべく違った角度の見識者あたりも入れてみる必要もあるのではなかろうかと思っておりますので、今後、そういう形で進めていただければ幸いではなかろうかと思っておるところでございます。

次に、⑥町道、町管理河川及び農地災害復旧の直近の進捗状況でございます。説明がありましたように、建設課、そして農林水産課、両課によって事業の推進を図っておるところでありますが、私の計算では両課の合計が１，６５６という数字をちょっと出しておりますけれども、これは聞き取りした中でございますが、若干国の補助とかの関係でこの数字に入っていない部分とかあるようでございまして、建設課は１９％の発注済みというようなことでございますし、また農水におきましてもかなり進んでおるようなことを聞いておりますので、今後さらに努力していただきまして、１日も早い復興をお願いしておきたいと思います。

特に、私個人的なことでございますけれども、地域のほうでいろいろ今回の災害について、いろんな要望とか、すぐやってくれとか、そういうお願いが多々あったわけでございますが、建設課をはじめ、農水の職員の皆様方、役場に相談に来れば、即、その日にほとんど現地に行ってですね、非常に早急な対応をしていただきました。町民の方々も非常に喜んでおられるわけでございますので、そういうことでですね、本当、私がびっくりするほどの対応の仕方です。十何件ありましたけれども、現地にすぐ行ってですね、そしていろいろ問題解決を図っておるようでございますが、ひとつこれからもそういう気持ちで頑張っていただければいいんじゃなかろうかと思っておりますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、最後にですね、芦北町の、芦北町だけに限らずですね、全体のことでも捉えて結構でございますが、護岸からの流水、それから河川の河床の掘削ですね、これによって、まずできることから早めにということで、一応町長あたりが指示されておるんだろうと思いますけれども、非常にいいことでございます。もうびっくりするほど早くやってもらっております。これが仮にですね、越水しなかったという

ことを逆にですね、逆からもってきて判断した場合、どのくらいの結局、浸水量といいますか、であったかというようなことを、私自身、いろいろと先般配られた、さっそくマップでございます。そういうことをちょっとこの図面をもって、自分なりに判断してみたわけでございます。それで、この図面の、これはもう役場周辺からずうっと中学校の花岡までのこれはつながっておりますので、仮に越水しなかった場合ですね、これはランク的にはグリーンになっております。越水しなかったというか、０．５ｍから３ｍについてはグリーンで塗られております。そうすると、３ｍから５ｍ、これは水色でしてあります。私個人的な見解でございますが、越水しなかったら、この水色が恐らくグリーンであっただろうと。周辺を例えば見てまいりますと、計石とか白岩地区、グリーン色です。越水はしたっですかというといやというようなことで、一部入ってきたところもあるそうですけれども、水色部分がなくなって、グリーン部分は０．５ｍ、５０㎝から３ｍまでですので、その大体区間でいいんじゃなかろうかと思っております。といいますのも、雨は各地区の流域に降るわけでございまして、この中心部の流域というのは非常にかなり広うございます、芦北の中でもですね。背後地には山がございます。山からの流水とかいろいろ考えられる。要するに、背後地からの流水ですね、それと平地に降った雨。この２つを合わせれば、このグリーンの範囲で考えていいんじゃなかろうかと、今後。全く浸からんということは、これはなかなか難しい問題であります。それで、河川を掘削したり、越水を止めるための工事、これはあくまでも人為的にする問題でございまして、やっぱり非常に自然の雨量というのはどんどんどんどん入ってきますので、結局、この２つの事業を、これはもう効果があるということは分かっとるんですよ。否定はいたしません。非常に歓迎しておりますけれども、やはり流域からの水の量というのが、どんどんどんどんこの前クラスの雨が降りますと、そういう状況になってくるのではなかろうかと思っております。被害が全然ないというわけにもいかないわけでございまして、それを取り除くためには、やはり排水機場、これはもう強制的に水を汲み出さんことには、ほかに方法がないわけです。自然の勢いにはもう負けますので、やっぱり溜まった水を、あるいはその区域内から入った水は排水機によってせんことにはどうにも、やはりこれはもうどこの地区でも、この地区だけじゃないです。どこの地区でもそういう状況が生まれてくるんじゃないかなというような、こりは私の私見でございまして、そういうあれを持っております。やっぱりそこらあたりちょっと考えて、強制排水、排水機場の問題というのは重要な問題としてですね、やっぱり捉えるべきではなかろうかなというような感じを持っておりますので、調査をよかったら、この排水機場の問題、私が今言うた、理解できますか。もしわかったら、もう一言。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　十分理解できます。ただ今、具体的に出ました計石、白岩地区につきましては、もう従前よりもですね、かなり排水能力を高めてはおります。これは行政区の区長さんをはじめですね、皆さん方の要望もありましたし、被害の実態も捉えたところでですね、強化してまいりました。今後もですね、調査検討をやってまいりますので、必要なところがあれは、当然それは措置していくということでありますので、共に頑張ってまいりましょう。

○議長（宮尾秀行君）　寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　今、町長のほうから、今後、調査、引き続きですね、調査を実施して、必要があれば、一応設置するというような、もう１基５億、６億、７億、そういう規模の１基がですよ。だから、仮にあの地域にあと５つは欲しいというような答えが出たときですね、やはり大変予算的な問題もございますし、国・県、あるいは交付金とか補助金、さっき財政課長のほうから話もありましたように、あればですね、非常に助かりますけれども、そういうことで是非私はそういう排水機場、これは私の地区もそうなんですよ。今まで私の地区のことは一切、あまりありませんでしたが、もう町長も現地調査をして理解しておられると思いますけれども、やっぱりどこにも、ああここにあったらよかてな、うちの地区も役場周辺ですので、範囲的には広いですけれども、もうあと少しのところでやっぱり床下か床上かというようなところもかなりあったようでございまして、そういう問題が少しでも解決するのではなかろうかと思っておりますので、ひとつ今後、そういうことにも気を回していただいてですね、進めていただければ幸いに思っております。

やはり、あの芦北の中心部についてはですね、やっぱり役場があったり、県の施設、あるいは福祉、教育も全てこの地帯に集まってしまっとるんです、芦北町は。もう教育から福祉からですね、それでやっぱり産業もそうです。だから、やっぱり町民生活に非常に不便を来す面が出てまいりますので、ひとつ特に芦北町中心部はそういう意味では大事ではなかろうかと思っておりますので、これはよそが良いとか悪いとかの問題じゃなくて、特に、やっぱりこのマップを見てみますと、水色のあるとはここと湯浦なんですよ。田浦も、我々のところもしたねと思ったばってん、やっぱりグリーンですもんね。これはよく、これはしてあるんだなというようなことを思いましたので、ひとつそういうことです。

最後になりますけど、先ほど申し上げましたように、非常に職員の方々の御努力も、ある課長と話をしたところが、発生してから、もう５日間ぐらいは何か何じゃ分からんやったというようなことで、そういう話もされましたけれども、ひとつ今後も一生懸命頑張って、町民の負託に応えることを御要望申し上げまして、私の質

問を終わらせていただきます。どうも。

○議長（宮尾秀行君）　これで、寺本順一君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○１２番（川尻成美君）　午後２番目の質問に入らせていただきます。

今定例会におきましては、通告しております２つの問題について質問をいたします。

１つは芦北町復旧・復興計画の進捗状況と今後の対応について、２つに避難所運営についてであります。

まず、第１の本町の復旧復興計画の進捗状況と、今後の対応について質問します。令和２年７月豪雨から間もなく１年を迎えようとしております。家屋の公費解体や自費解体、被災した河川の復旧工事等々、復興への槌音が町内あちこちから聞こえてきております。一方で、高齢者等、特に一人世帯の方々の生活再建への道筋が見えない被災者がおられることは現実であります。

そこで、質問の１点は、５月末現在の被災者生活再建支援金や応急修理制度及び町独自として、被災住家自費修理償還補助金の申請状況と交付件数はどうなっているのかであります。また、今後この周知、いわゆる申請漏れや不服のある方等おられると思いますが、これに対してどういう取組をされているのか質問します。

２点は、仮設住宅やみなし住宅について、修理をして再建が進み、退去をされた方もおられると思いますが、把握しておられるならお答えをいただきたい。

３点は、被災者住宅再建について、意向調査は行っておられるのか。行ったのであれば、その結果はどうなっているのか。行っていないなら、調査をすべきというふうに考えますが、いつの時期に行われるのか質問します。

４点は、長期避難を余儀なくされる本町の世帯は３８世帯と新聞報道でありましたが、その対応はどう考えられておられるのか質問をいたします。

次に、第２の質問は、避難所運営についてであります。梅雨時期も例年より２０日ほど早い梅雨入りでありました。５月２０日は緊急避難指示が発令されております。

質問の１点は、避難所の開所や運営方針等、どのようになっているのか、まず質問をいたします。

２点は、町民向けの避難所利用マニュアルの作成をしてはどうかと考えます。避難する方々に事前に避難所利用に際して知識を得てもらい、避難することにより、いろいろなトラブルの回避につながり、スムーズな避難所運営に結び付くと私は考えております。是非、作成を取り組んでいただきたいと思うのであります。

３点は、避難所運営の中に福祉避難所との連携は不可欠であります。十分な対応

ができるよう取り組んでもらいたいものですが、どのように考えておられるのか質問するものであります。

以上、質問しましたが、竹﨑町長は安住できるふるさとを取り戻すという、新聞報道にコメントをされております。一歩一歩前進することで、実現するものと確信をいたします。

以上、最善の対応を求め、登壇しての１回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　川尻議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題１については、本町の復旧・復興計画の理念を自然と共生する安全・安心な新しいあたりまえを創造するといたしまして、５つの基本目標に向かって各種事業を実施しているところです。

被災者の方々の生活再建につきましては、民生委員の皆さんや社会福祉協議会、地域支え合いセンターと連携を密にしまして、被災者の再建に向けて寄り添った相談支援を行っております。

詳細及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君）　池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君）　質問の主題１の①についてお答えいたします。被災者生活再建支援金につきましては、基礎支援金と加算支援金の２つの支援金があります。基礎支援金につきましては、申請件数２５２件、交付件数２２２件の交付率８８．１％です。加算支援金につきましては、申請件数１７８件、交付件数１２４件の交付率６９．７％です。応急修理制度につきましては、申請件数７１８件、交付件数７１０件の交付率９８．９％です。町独自の被災住家自費修理償還補助金につきましては、申請件数２６件、交付件数２６件の交付率１００％となっております。なお、応急修理制度及び被災住家自費修理償還補助金の申込期限は終了しております。被災者生活再建支援金につきましては、基礎支援金が令和３年８月３日まで、加算支援金は令和５年８月３日までの申請期限となっておりますので、今後も引き続き申請漏れがないよう、広報紙、まちだより等で周知を図ってまいります。

次に、②についてお答えします。建設型応急住宅、女島ゆめもやい仮設住宅につきましては、６０世帯、１５１人が入居されていますが、退去された方はいません。賃貸型応急住宅、みなし住宅につきましては、最大で１１１世帯、２６９人が入居されていましたが、２３世帯、７２人が再建を完了し退去されています。なお、現在では８８世帯、１９７人が入居されています。

次に、③についてお答えします。被災者の意向調査につきましては、昨年の１０

月から今月の４月まで、合計３回行っております。結果につきましては、直近の４月に行った意向調査についてお答えします。調査対象者は、建設型応急住宅６０世帯、みなし住宅９３世帯、町営住宅２１世帯、その他半壊以上の被害を受けた世帯で、応急修理制度等を活用していない親族宅等におられる世帯１１９世帯の合計２９３世帯について調査を行いました。そのうち５月末現在で２５６世帯から回答をいただき、回収率は８７．４％です。意向の結果としましては、自宅の新築または修理の意向が９１世帯、民間賃貸住宅への入居意向が１４世帯、災害公営住宅への入居意向が１９世帯、その他親族宅、施設等が３６世帯、未定が６１世帯、再建完了が２１世帯、未回答が１４世帯でした。

次に、④についてお答えします。長期避難の対応ですが、長期避難の世帯数は、現在、白岩地区４世帯、田川地区５世帯、湯浦地区３世帯、小田浦地区１世帯、女島地区１１世帯、海浦地区５世帯、鶴木山地区８世帯、沖地区１世帯の、８地区の３８世帯が長期避難世帯として認定されており、長期避難対象地区の復旧工事が完了し、安全・安心な生活が確保されることが避難解除の時期となります。復旧工事の完了予定につきましては、白岩地区が令和３年９月、田川、湯浦、小田浦地区が令和４年３月、女島、海浦地区が令和４年度中、鶴木山、沖地区が令和４年度以降となっています。長期避難世帯は、被災者生活再建支援金の対象でもありますので、申請漏れがないよう周知を行ってまいります。

次に、質問の主題２の③についてお答えします。本町では、福祉施設５施設と民間福祉施設等を使用することに関する協定を平成２２年度に締結し、芦北町地域防災計画に基づき、協定施設と情報共有に努めています。また、避難行動要支援者においては、個別避難計画を作成しており、今後は本人、御家族等への福祉避難所利用の意向確認を進めてまいります。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　質問の主題２の①についてお答えを申し上げます。避難所の開設につきましては、雨量や土砂災害等の気象予報を踏まえ、警報の如何を問わず早めに予防的な避難に結び付くよう、避難所を開設しアナウンスを行っております。昨年までは、警戒レベルに応じて段階的に避難所を開設するよう計画していましたが、豪雨災害や新型コロナ対策等を踏まえ、予防的避難所を５カ所から１０カ所に拡大し、開設について柔軟に運用するよう改善を図っております。まずは、旧町村の主要となる避難所５カ所をミニマムで開設し、その後、避難状況を見ながら速やかに拡大していく取組を行っております。運営方針については、職員向けに避難所開設運営マニュアルを作成しており、これをベースとして運営をしております。

次に、２の御質問についてお答えをいたします。避難所に利用に当たっては、大

雨や台風等、１日や１晩といった、いわゆる短期・短時間の避難所の開設の場合が実態として多く、その際は毛布や最低限の食料の持参に御協力いただくようお願いをしております。一方、実際に災害が発生し、災害救助法等が適用される事態となり、被災者の避難生活が長期に及ぶ場合の運営方法は食事提供など伴ってまいりますので、局面が大きく変わってまいります。避難の際の準備品については、町の総合防災マップやくまもとマイタイムラインにも記載しておりますので、その周知を図ってまいりたいと考えております。利用マニュアルについてでございますが、必要性も含めまして、今後の検討課題とさせていただきますが、避難所でのコロナ対応の呼びかけなどございますので、利用の留意点にですね、関する掲示等は現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　それでは、１の質問から追って再質問をいたします。

ちゃんと明確に資料を今、数字を提供いただきました。大体８５から９０ぐらいの被災者住家再建支援とか応急とかはできているようでありますけども、私がここで一番重要視されるのは、査定をしたときに半壊というレベルと準半壊というレベル、これにやっぱり不服の人が非常に多い。隣は半壊で査定されて、その隣は準半壊であったと。そうすると、大きな補償の違いがあるのはもう当然分かっているわけでありまして、半壊は応急修理制度においても、見舞金においても、非常に準半壊は６万５，０００円において、半壊は４８万円という、こういう差がありますよね。これは私も窓口に行って、こういうことを勉強いたしましたけども、やはりこの制度、要するに法律といいますか、制度の中身はやはり震災のときに作られた雛形ではないかなというふうに感じた次第です。それは、やはり木造住宅のつくりと鉄筋コンクリート、あるいは鉄骨造、あるいはブロック造、それに対する制度の割合であるように感じました。多分、そう執行部の皆さんもそう感じておられる。町長もそう感じておりはしませんでしょうか。そこをですね、捻じ曲げてせろとかは、私はここでは言いませんが、しかしやっぱり向こう三軒両隣が差があるとですね、住まいですので、そして水害ですので、水は一定にしか流れとらんわけですよね。だから、もうある程度のところはもう半壊という形で認めてやらないと、私はいけないというふうに思ったものですから、こういうデータを出してもらって、不服のある方の調査をして、それなら町長の裁量というような形でですね、どうにかならんもんだろうかなというふうに感じです。やっぱり準半壊に査定があった人は、運悪く保険にも掛かっていない人も多うございます。だから、非常にみなし住宅にも自分の金で住まにゃいかんという状況がもう何人て相談も受けますし、私ではどう

にもできませんという話をいたしますが、いつ私、こういう場でですね、データを申し上げ、町長、執行部の配慮を、どうにか心をですね、少しでも動かしてもらえればというのが本音でありますので、もう多くは語りませんが、そういうことを現状をですね、非常に苦しんでおられますし、これが精神的なことにつながれば大事だなというふうに思いますので、そこのところをどうか汲み取りいただいてですね、やっていただければなというふうに、１点お願いするわけですけども、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　川尻議員の御発言、もうもっともかと思います。私も現場をできる限り回ってまいりましたが、直接、その声も聞きました。多くの方から聞きました。この件につきましては、一定のルールがあるわけでありまして、赤羽国土交通大臣に直訴いたしました。それで、大臣の回答としてはですね、ルール上、どこかで線を引かなければいけないと。どこかで今度のルールをですね、少し例えば１㎝、２㎝下げたとすれば、今後はそれに及ばない人たちから不平が出るんだと。ですから、これはですね、もうやむを得ないということでですね、おっしゃいました。ただ、小泉環境大臣に直訴しましたときには、全壊以上がですね、これは東日本大震災のときには全壊以上が公費解体の対象でありましたが、この７月の豪雨の際ですね、半壊以上、もう半壊も全壊もですね、住めない。生活ができないというのはですね、変わりがないんだと。半壊以上を救ってくださいと言ってですね、即、翌日の記者発表で、半壊以上を公費解体の対象とするという回答をいただきましてですね、私はもう早速御礼にも行ったわけでありますが、これが芦北モデルとなってですね、全国に適用されることになったわけです。そういうことで、今のお気持ちは十分わかるところであります。それでですね、地方自治体の一町長のですね、判断ではですね、非常に難しいところがあるんですね。一つの数値がないとできません。そこで、ただですね、右するか左するかというですね、非常に微妙なところがありますね。そこはですね、グレーゾーンは救えと、グレーゾーンは救ってくれということをですね、強く調査員の人にも申し上げましたが、調査員の方はですね、全国から集まっとるんですよ、うちの職員だけじゃなくてですね。そして、それぞれの被災体験をもった人、あるいはそういう救援・支援活動に当たった人たちも来ておりますので、ここはですね、ばらばらになると、また政治が大混乱いたします、行政も。そこで一定の線はやむを得ない、気持ちはもう十分。それで、町でできることはですね、町単独のいろんな限られた財政の中でありますが、打ち出しとることは川尻議員もよく御存じと思いますので、そういった面でですね、町でできる救済は図っていきたいと思っておりますので、しかし引き続き、そういうことは訴え

てまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　本当、芦北町において、こういう未曽有の災害ということに直面されて、町長はじめ、職員一同、御努力いただいているのは、もう私も承知しております。あえて、この救済申請とかにおいては期限も、今言われたようにありますので、それをいかにですね、漏れなくといいますか、吸い上げて、納得いければいいがなというふうに思いますので、十分御理解をいただきながらですね、お願いしておきたいというふうに思います。

また、公費解体等、いろいろ今、街部が解体工事に進んでおります。しかし、そこにまた新たな新居を建てるかと申しましたら、聞き取りにおいては、あまり進んで建てるということは言っておられませんが、前回、個人の住宅の嵩上げ、川沿いであれば５０㎝ぐらいの嵩上げをすれば何とかとかありましたので、提案しましたが、なかなか早急にはですね、いけない。しかし、造ろうとしているところもあるわけでありますので、その点も十分理解をしていただきたいなというふうに思います。景観がどうのこうの、隣とのですね、何と言いますか、あれが違うというようなことも、排水の関係とかありますので、あろうかと思いますけども、できる限りはですね、やっぱり住めるということを全体的に考えながらやっていかないと、この多分そこまでは、まだ今調査の段階は言われませんでしたけども、公費解体・自費解体した中でですね、芦北町に建てる、住めるという方と、もう全然解体してからもよそに住むという方の具体的なこともですね、やっぱり調査して、人口がやっぱり３００人から３５０人、毎年自然的に減る中に、震災後、災害後、減るというのは、怖いものがあるんじゃないかなと思いますので、それを止めるにはどうしたらいいんでしょうかね、町長。難しい問題ですけども、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　生活再建につきましてですね、まず今をどうするかということと、そして先の見通しですね、この２つがあるわけでありますが、日に日にですね、やはりそのフェーズが変わっておりまして、当初はですね、もうそこには住みたくないと思っておられる方々がですね、やがて日が経って落ち着いてこられましたら、御家族でも協議をされると思いますが、周辺の防災対策ですね、災害対策が見通しがつけば、またそこに帰ってもいいなというお声もあります。それで、これまで４回か５回ですね、もう聞き取り調査をやっておりますが、さらにこれは日に日に変わりますので、そういう意向調査をしながらですね、再建のお手伝いをしてまいりたいと思っております。中にはですね、御高齢の御夫婦世帯がございまして、大き

い家だったんですけどもね、そこがもう全壊になったと。しかし、もう御高齢ということで、もう２人が生活していけたらそれでいいんだという思いからですね、もう町営住宅でもあれば、そこにでも入りたいなとか、あるいは建てるにしてもですね、もうちょっと２部屋ぐらいあればいいというようなですね、考えをお持ちの方もございました。それぞれがいろんな思いですね、あるいは環境のこの推移によって、また考え方も変わってくるということでございますから、常に寄り添って我々もいってですね、そしてできるだけそういった方々の思いの叶うような体制づくりをしてまいりたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　被災者の方々に十分、町長の声が伝わるというふうに思いますので、今後も進捗を見ながらですね、寄り添いながら、そしてちゃんとした声を聞き取っていただきたいなと、私も声をまた伝えたいというふうに思います。

そこで、最後にこの長期避難世帯が地域地域で３８ありますけども、この今、梅雨が２０日ぐらい早くなりまして、河川とか着々と進んでいたのが、またちょっと遅れたような状況でございますし、私もその５月２０日、２１日に現場を回りまして、福浦地区は二次災害が発生いたしました。それは、津奈木町と芦北の境の川が復旧作業してしなかったんですね。河川の山が土砂崩壊してストップしてあったのを取る最中でまた来て、また芦北のほうの畑地に全部押し込んできた現状を見て、早急に町の担当の方も来てもらいました。もうそれは二次災害という形だというふうに思いますけども、女島地区においては二次災害がちょっと道路、町道の残土が残って、それが家に来たという、消防団の方と一緒に作業しましたけども、こういう形でありますし、また釜地区においては、急傾斜のあの山伝いがどんどん家に水が押してくる姿を見て、これはやっぱり住みたくないだろうなということを感じます。令和４年度が一番、長期避難の最後になるようでございますけども、この仮設住宅に今後、後の話でもいいんですけども、長期避難を余儀なくされるということであれば、やっぱり土地の提供を速やかに、芦北町に造るならですね、速やかに不動産業じゃあまりせんけども、町も相談に乗ってやるとか、そういうやっぱり地域に残れる、よそに行かんでいいように、他町村に行かんでいいように、やっぱり滞在をしてもらう、移住しないような形をやっぱりこの長期の避難の方も含めてですね、検討をすべきというふうに思いますので、その点も、もう答弁は求めませんけども、同じこととして捉えていただければというふうに思いますので、ここでお願いをしておきます。

次に、２の避難所であります。このことについては総務課長とちょっとですね、

電話でも話したところでありますし、２０日、２１日の避難のときに、やはりやるの避難でしたので、誰かに寄り添って避難所に向かうということがあったですけども、やはりこれがちょっと高齢者で、要介護あるいは身障者の方であれば、なかなか避難所に即行って、ぱっと避難するということは難しいわけであります。だから、ベッドはないとか、何はないとかじゃなくして、指定の６カ所の避難所には、多分、前の２９年度やったですかね、避難所ごとの備蓄数というのがあるわけですけども、５カ所の、例えば湯浦においては、飲料水とかそういう飲み物は別として、毛布も６０、マットも３２とか置いてあるんでしょう。備蓄してあると、今、現状はどんなですかね。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　２０日の件でございますけれども、ちょっとどういう話を聞かれたか私のほうはちょっと詳らかには承知しておりませんけれども、現在ではですね、敷マットの枚数までの詳細は資料を持ってきておりませんけれども、大体きづなの里であればですね、３０枚から４０枚程度のマットは準備をしてございますし、また段ボールベッドについてはですね、避難行動要支援者の方がお出でになって、オーダーがあった場合には速やかに職員で対応するようにですね、行っているところでございます。

各避難所、今現在、予防的避難所は１０カ所しておりますけれども、今後ですね、プライバシーの配慮等に考慮した備品等の整備も今現在進めておりますので、短期・短時間の避難ではありますが、出来る限りですね、よい環境の中で過ごしていただけるよう努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　私、持ってるんですよね、避難所の一覧表、２９年にやったやつ。それには避難所ごとの備蓄数というのが書いてありますので、これはあるものというふうに考えておりますし、要するにオフトークの中で避難指示が出た場合に、毛布を持参してくださいとか、最低の、それはそれでいいんですけども、やっぱりちょっとした言葉の綾で違った感じが起きるんじゃないかなと。大勢の方が避難されますと、備蓄してあるものが足らないことも生じますので、やはり毛布を持参される方はお持ちくださいとかの配慮であれば、私はいいんじゃないかと。緊急指示が出たのに、そげんとまで持っていかなんとて、はよ逃げろ、はよ逃げろと言うとって、そげんと持っていかなんとかという解釈の仕方もあるわけですで、町民側に、避難される方の心に寄り添ったやっぱりオフトークも大事かな。また、備蓄してあるものは最低限、自主避難所じゃないところは、あるのをしっかり理解してもらっておく。それがマニュアルの作成にも必要不可欠じゃないだろうかなという

ふうに思っとるわけであります。私もこの一般質問をするときは、いつもやっぱりしっかりとした学びをしながらですね、情報を入れながらやっていますので、そう法外な約束事、また課題はないと思いますので、特にこういう避難とかにおいてはですね、慎重にかつ迅速にやっていただきたいというふうに思っております。４月３０日には専決処分もあってですね、避難所に対して五百何十万かの措置がなされておりまして、個人用のテント、プライバシーのためのキャンプ用のテント、あるいはマットとかも完備するようになっておりましたので、そういうところは指定のところにはきっちりとやっぱりするということは大事なことだというふうに思います。そして、福祉避難所、私はこれ、新聞で知ってですね、総務課長にそれは地域防災計画に載っていますとか言われましたので、ああそうですかと、早速してみたら、やっぱり協定はしてあります。福祉避難所５カ所、施設がありますけども、協定はしてあります。しかし、これが果たして避難するときにしっかりとした誘導といいますか、ここに行きますとか、そういう形まで、今、事例はありますか。福祉避難所を使った事例はありますか。

○議長（宮尾秀行君）　池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君）　今現在、障がい者につきましては、それぞれ連絡があったりしております。指定避難所に避難された場合につきましても、各指定避難所のほうに避難行動要支援者の名簿を配布しておりまして、それで名簿でチェックをしている状況でございます。今回、去年の７月豪雨につきましては、協定を結んでおります施設、２施設につきましても被害を受けている状況でございます。ですので、そういったことも踏まえまして、今後、福祉避難所の協定の施設等も増やしていく必要があると考えております。そのへんにつきましては、今後進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　やっぱりこの防災計画にもしっかりしたことを、中身を読んでみれば書いてあるんですね、はっきり言って。やっぱりこの中でですね、運営については、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修、訓練を実施するとか、もう本当にそうなんですよね。だから、これが実際に即、行動にいけるのが、このことでありますので、絵にかいた餅じゃなくして、やっぱりそうなからんといかんなと。避難所に入る側も、そういうやっぱり事前の、入るなら心得をもっとかんと、トラブル、運営責任者、役場職員おられる中にやっぱりトラブルが生じる可能性もなきにしもあらずですので、そういうことをきちっと精査しながら、今後お忙しい中ではございますが、やっていただければなというふうに思っております。

そういうことですので、大体私が言いたいことは申し上げましたけども、いつ自然の猛威が来るかは分かりません。備えあれば憂いなしであります。どうか執行部の皆さん、私たちもしっかりと町民の声を伝えますし、それに合う、皆さん方も仕事をしていただければ幸いかなと思い、私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　これで、川尻君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。議場の時計で２時２５分から再開いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後２時１１分

再開　午後２時２２分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。楠原君。

○１番（楠原清照君）　楠原でございます。

議長の許可のもとに、質問をさせていただきます。

さて、今回は５つの質問をさせていただこうと思っております。しかし、持ち時間３０分に対しですね、５つの質問はやはり若干多すぎたような気がしますのでね、多少反省しておるところでございます。次回からはもう少し絞ってですね、３つから４つぐらいにしようと思っております。

なお、一般質問とはですね、調べてみますと、行政の執行の状況や将来の方針、はたまた行政の課題、政策提言を行うものとされておりますけれども、究極的には町長の所信をただすこと、すなわち町長の信ずるところをただす、これがその根本的なところだと理解しておりますので、できるだけそれを踏まえた御答弁を、町長、よろしくお願いいたします。

また、一般質問の範囲は、一般的にはですね、町の行財政全般とされているわけでございますけれども、その範囲にとどまらず、町がその主体ではない事柄につきましても、町内の出来事等について重要な案件につきましては、今後、適宜質問する場合もございますので、趣旨御理解の上、よろしく御対応方、お願いをいたします。

それでは、具体的にまず質問の第１の令和２年７月豪雨災害の吉尾川、大尼田川の復旧状況等について質問いたします。先の３月議会では、佐敷川、田川川、宮浦川の復旧・復興について質問をさせていただきましたが、復習いたしますと、熊本県は概ね梅雨までに通常の河川断面に戻す、長年にわたって堆積した土砂を全量撤去する方針であるというものでした。竹﨑町長や鎌倉建設課長の答弁はですね、非常にこの満足度が高く、胸のつかえが下りて、すっとしたわけでございます。思わ

ず１００点満点と申し上げた次第です。質問した河川は、県の管理河川ではございますけれども、側面から竹﨑町長と鎌倉建設がしっかりとサポートしていただいているものと心強く思った次第でございます。

ところが、平年は６月４日頃になる梅雨入りが、今年に限ってですね、５月１５日となるなど、２０日も早く梅雨が到来したわけでございます。このように、現実はなかなかその通りにはならないわけでございますけれども、このやりにくい状況にも関わらず、熊本県の本気度は高く、地元土木業者の皆さんの頑張り等もひしひしと感じておりまして、現時点で９０点をあげてもいいのではないかというくらい、しっかり仕事をしていただいておりまして、高く評価しているところでございます。さようなことで、引き続き、佐敷川、田川川、宮浦川の件につきまして、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回は球磨川水系の吉尾川と大尼田川を取り上げさせていただきました。個人的に何度か流域を車で視察していますけれども、とにかく被害が甚大で、復旧工事もやっていただいてはいるものの、一体いつ復旧するのか分からないほどでございます。特に大岩銅山の上流と下流域ですね。ここはホタルの名所でございます。ゲンジボタルです。ピークは毎年６月上旬、つまりちょうど今の時期なんですね。過去にはホタルの鑑賞会に、水口元町議のお誘いを受けましてですね、何度もまいりましたけれども、毎年本当に素晴らしい無数のホタルの乱舞を鑑賞させていただきました。その銅山を中心とした、その上流と下流域周辺や、松ノ鶴や平野、大尼田川と吉尾川が合流する流域、市居原周辺など、ほとんど全域が甚大な被害を被っております。

また、当該河川は過去、度々大規模な被災を経験しており、またかという思いでいっぱいでございます。６月２日付の熊日新聞総合版の４面にですね、県堆積土砂の撤去完了との見出しで、吉尾川の写真が添えられておりました。いわゆるこのビフォーアフターの写真でしたけど、護岸も傷んでおりませんし、土砂はきれいさっぱり撤去されているという、そういう写真ですね。本当にこの見事なくらいの撤去完了という写真なんですが、現実は違うようでございます。まだまだ撤去しなければならない箇所がいっぱいあります。川沿いに車を走らせてみれば、一発で分かります。私はこの１カ月の間に５回、車で見回ってきましたけれども、特に各所にある頭首工の上流部や蛇行箇所等はまだまだ堆積していまして、更なる土砂撤去が必要ではないかと思っています。また、護岸はずたずたで、写真のようなすっきりしたところは逆に珍しいくらいです。従いまして、現地を知らない読者が本記事と写真を見たら、もう大丈夫ではないかと勘違いするのではと危惧するものです。写真は県提供とありましたけれども、良いところを見せたがるかも知れませんね。気持

ちは分かりますけれども、そのようなことで本記事はややミスリードしておるのではないかと思っております。実際はまだまだ大変な現状なのであります。流域に暮らしておられる住民の皆様の御不安・御心配は、察するに余りあるものがございます。

そこで、質問でございます。まず、吉尾川、大尼田川の被害状況はどうなっているのかお尋ねします。これが通告書の１の①でございます。

２番目には、現時点における当該河川の復旧の現状はどうなっているのかお尋ねします。これが通告書の１の②でございます。

３番目は、今後の当該河川の復旧の計画はどうなっているのかお尋ねいたします。これは通告書の１の③でございます。

次に、質問の第２は、災害等の非常時の情報伝達手段についてでございます。１２名の死者、行方不明者、２，０００人近い被害者が出ました。令和２年７月豪雨から早いもので１１カ月が経過いたしましたが、あの混乱は今でも記憶に新しいものがあります。本町始まって以来といってもいい未曽有の大災害であり、対応に当たられた役場職員並びに関係機関の皆様には、改めて敬意を表するものでございます。

さて、今年は例年より２０日早い梅雨入りとなりました。梅雨入り当初から度重なる大雨に見舞われ、避難の呼びかけや早めの避難所開設等が行われたと承知しております。そのような中で、復旧・復興に向けた取組は未だ応急復旧の段階でございます。ハード面における本格復旧・復興には、まだまだ時間が必要と思われます。

そこで、当面必要なのは人命第一の観点から、逃げ遅れゼロをその基本として、ソフト的取組を充実させていく必要があろうと思います。そのソフト的取組でも最も重要なのが情報の伝達ではないかと思うわけです。住民の皆様に対し、危険に関する情報を正しく伝達しておくため、緊急情報伝達の手法の多様化・複数化が必要ではないかと思います。また、高齢者等で携帯電話を持たない方、持っていても操作が不慣れな方、また耳の遠い方等おられます。そのような方に対し、危険を回避する手法として、事前の早めの避難は大変有効ではあるものの、どうそれを避難行動に結び付けていくかが課題だと思います。

そこで、質問です。令和２年７月豪雨を踏まえた災害等非常時の情報伝達の状況はどうなっているのかお尋ねします。これは通告書の２の①でございます。

第２は、高齢者等デジタル化の波に対応できない、できていない人々に対する情報伝達の対応はどう考えているのかお尋ねいたします。これが通告書の２の②でございます。

次に、第３の質問は、新型コロナウイルスの予防接種についてであります。広報

あしきた５月号、６ページの健康ルームに、新型コロナワクチン接種情報として、６５歳以上のワクチン接種の記事が掲載してありましたけれども、既に６５歳以上の高齢者の予防接種は始まっております。個別に郵送されたきたのは、まずクーポン券、その後、接種案内の封書でした。それの内容は接種希望の有無を問うた後、希望者に対しては個別接種と集団接種が選べるというスタイルになっておりました。このような形でスタートしたワクチン接種でございますが、現在、その現状はですね、どうなっているのかお尋ねしたいと思います。これが通告書の３の①でございます。

また、この一連の取組の中で、接種の周知が末端まで図られているのかお尋ねします。といいますのも、この世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルスに打ち勝ち、平穏な日常を取り戻すためには、できるだけ全員が接種することが望まれているからでございます。これが通告書の３の②でございます。さらに、今後想定される６４歳以下の予防接種計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

第４の質問は、国民健康保険税の税率でございます。国民健康保険税は、その税率算定方法が各自治体で違っているようでございます。いろいろあるわけでございますけれども、私が注目しているのは資産割課税でございます。この問題点といたしましては、まず第１に資産割は固定資産税に応じて課税されるため、二重課税ではないかというものです。本町の令和２年度の資産割の税率算定では、簡単に言いますと、固定資産税額の５７％が国保資産割額として計算されたということでございます。また、この資産割の根拠となる固定資産の範囲は、町内に存在する固定資産を基礎に課税されるわけでございます。従いまして、町外の固定資産には及ばないわけです。どういうことを意味するかと申しますと、町内のアパートに居住する方で、土地等主な固定資産が町外にある場合には資産割としては全く課税されないという現象が発生するわけでございます。この事例は極端かも知れませんけれども、このように必ずしも公平ではないという指摘です。また、所得ない方や年金所得だけの方にも固定資産があれば課税されます。さらに、被用者保険や後期高齢者医療、介護保険などには資産割はもともとから存在せず、制度的にバランスを欠きますし、国保保険者の熊本県が示す標準税率にも資産割はもう既にありません。この資産割は応能割分に区分されております。恐らく昔は国保の主たる対象が農家等、一次産業の方々だったことにより、土地等の固定資産で収益を生み出すという前提が存在しておったのでしょうけれども、被保険者の構成の変化や生活様式の変化などにより、資産割課税は時代遅れになってしまったのではないかと思うのであります。付け加えますとですね、今回は取り上げていませんけれども、応益割分の平等割、すなわち世帯割も意味を失いつつあると思っております。

そこで、質問いたします。１点目は、県内市町村の課税方式はどうなっているのかお尋ねします。これは通告書４の①でございます。

２点目は、本町の課税方式はどうなっているのか、改めてお尋ねします。これは通告書４の②でございます。

３点目は、資産割課税を見直す考えはないかお尋ねします。これが通告書の４の③でございます。

最後、第５の質問は、大関山風力発電事業計画についてであります。この問題ですけれども、私は議員になるまで全く知りませんでした。ところが、今年に入って、ある町民の方から相談があって、そのような計画があると知ったわけでございます。ですから、まだ本件につきまして、全く知らない町民の方も多いのではないでしょうか。ざっくりとした話では、どうやら巨大な風力発電所が民間事業者の手になってですね、その人が事業主体となって、大関山のてっぺん周辺に１４から１５基ほど建設される計画らしいということでございます。また、何でも１基の高さはですね、１５０ｍに達するといわれております。このような巨大な構造物が大関山の周辺に計画されているのですから、林業家や近隣住民の方々の御不安は高まるばかりとなっており、一部反対運動も開始されておるようでございます。ですから、やはり良くも悪くもこの問題は早めに公にして、その賛否も含め、全庁的議論が必要ではないかと思うわけです。なぜなら、計画地の一部は当然のことながら、芦北町の土地のほかならないからであります。

本件にはいろいろな問題が想定されております。例えば建設に伴う環境破壊問題、建設後の耐久性の問題、土砂崩れ等の防災の問題、更には運転に伴い発生する低周波の健康問題等々であります。結局、それらの諸問題に不安を抱き、反対運動が発生しているのであります。町民が不安を抱いている以上、議会や執行部はその不安解消に今後動かねばならないと考えます。

そこで、質問です。計画の背景や事業の枠組みはどうなっているのかお尋ねします。これは通告書の５の①でございます。

次に、これまでの経緯はどうなっているのかお尋ねします。これは通告書５の②でございます。

最後に、これからどのような動きになるかお尋ねいたします。これが通告書５の③でございます。

以上で、質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　楠原議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題２の①につきましては、情報伝達の重層化を図るため、ＳＮＳのＬＩＮＥを用いた公式ＬＩＮＥを構築し、４月１２日に配信を開始しております。防災無線の情報や避難情報、避難所開設の発信などを行っておりまして、現在２，３００人を超える方に登録いただいております。また、情報収集や共有のため、ＬＩＮＥのチャット機能を活用して、グループを組成しており、職員間のほか、消防団や自主防災組織、建設業とも情報共有の円滑化を図る仕組みを構築しております。情報伝達は人命を守る上でも特に重要と認識しておりますので、更に重層化を図りながら、逃げ遅れゼロに向け取組を進めてまいります。

なお、具体的な取組及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　質問の主題１の①についてお答えします。

県管理河川の吉尾川、大尼田川の被害状況についてでございますが、両河川の至るところで越水、護岸決壊、河道埋塞等が発生し、県が災害査定を受けた件数で申し上げますと、吉尾川で３４カ所、大尼田川で２３カ所の河川災害が発生しております。

次に、②についてお答えします。現時点における復旧の現状についてですが、堆積土砂の撤去は５月末をもって完了しております。また、災害復旧の進捗につきましては、吉尾川で１４カ所、大尼田川で４カ所の３２％が発注済みとなっております。

次に、③についてお答えします。今後の復旧の計画についてですが、吉尾川のうち、市居原集落から吉尾郵便局付近までの約１㎞の区間については、河川災害関連事業として、堤防の嵩上げや引堤等の改良復旧工事を令和４年３月までに発注予定で、現在、設計を行っているところでございます。その他の被災箇所についても、今年度下半期以降に順次、災害復旧工事の発注を予定しており、県と連携を図りながら早期の復旧に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　質問の主題２の①の情報伝達に関わるものといたしまして、警戒区域をお知らせするハザードマップについては、町総合防災マップを令和元年度に作成し配布いたしましたが、県河川への最大想定規模を見直した修正版のハザードマップを作成し、該当地域に配布をいたしております。

ハザードマップにつきましては、ウェブ上での確認が可能となるよう、ウェブ版のハザードマップを作成中でございまして、近々、配信を開始する予定でございます。このほか、広報紙等を活用した予防的避難の周知・啓発や警戒レベルの見直し

に関する紹介、県が作成をいたしました「くまもとマイタイムライン」の全世帯配布などを行ってございます。

次に、②についてお答えをいたします。高齢者の方等、携帯電話をお持ちでない方、あるいは操作に不慣れな方が多くおられます。情報伝達は防災無線を基本としますが、今後は屋外拡声局の増設や、文字情報での伝達が可能になる防災無線への更新なども視野に入れているところでございます。また、これまでも連携を図っておりますが、地域に根差す消防団や自主防災組織と更に連携を図り、情報伝達と避難誘導の進化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、情報伝達の重層化は必須の取組でありますので、様々な手法を複合的に組み合わせ、逃げ遅れゼロを目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（宮尾秀行君）　田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君）　質問の主題３、①についてお答えいたします。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在６５歳以上の方の接種を実施しているところです。４月２６日に高齢者施設の入所者、従事者及び町内の医療機関に入院中の方から接種をはじめ、５月１７日からは町内８医療機関で一般高齢者の接種を開始しております。また、６月６日、日曜日でございますけれども、最初の集団接種も実施をしております。６月６日現在、４，１３０人の方が１回目の接種を、うち４２５人の方が２回目の接種まで終えられているところでございます。高齢者の対象者の５３．８％の方が１回目の接種済みということになっております。高齢者で接種を希望している方のワクチン接種につきましては、７月中に完了する見込みでございます。

次に、②についてお答えいたします。現在実施している６５歳以上の高齢者の方の接種については、事前に対象者の方には個別通知を行い、申し込みを受け付け、接種を希望される方の把握を行ったところでございます。また、その後も広報紙等で周知を行っておりますので、接種を希望される方については基本的に全て申し込みをされているものと考えておるところでございます。

次に、③についてお答えいたします。６４歳以下の方への接種については、今月中にクーポン券、接種券と申込書、御案内の文書をあわせて発送いたします。今後、高齢者接種の実施と同様に、接種を希望する方は申込書を提出してもらい、個別接種または集団接種希望の把握を行ってまいります。その後、ワクチンの供給や高齢者の接種状況を確認しながら、予約の方法や期日を記載した御案内を行っていきます。なお、現在、高齢者のワクチン接種につきましては、国が７月末までの終了を掲げて推進しておりますので、高齢者分のワクチンは供給が完了いたしますけれど

も、６４歳以下の方のワクチン供給については現在未定とのことです。ワクチンの供給が分かり次第、御案内ができるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君）　質問の主題４の①についてお答えいたします。国民健康保険税につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額となっています。それぞれの税額に、所得割、資産割、均等割、平等割があり、課税しております。令和２年度の県内市町村の状況でありますが、４方式が８町村、資産割を除いた３方式が１３市町村、３・３・２方式が２４市町村となっています。３・３・２方式につきましては、基礎課税分と後期高齢者支援金課税分が、資産割を除いた３方式、介護納付金課税分が所得割額、均等割額の２方式となります。

次に、②についてお答えいたします。本町の課税方式は、資産割を含む４方式で課税しております。

次に、③についてお答えいたします。平成３０年度の法改正により、都道府県が国保制度の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等を図るため、国保財政運営の責任主体となっています。県は、県内市町村の国保保険料水準の統一に向けて、令和６年度から検討を始めることとしています。本町としましても、低所得や年金所得世帯への資産割の課税負担や、固定資産の保有が必ずしも収益につながるものではないこと、また県内でも資産割の課税町村が８自治体であることなどから、見直しに向けて検討してまいります。

次に、質問の主題５の①についてお答えいたします。今回の風力発電事業計画につきましては、地球温暖化問題への対応の中、我が国におきましても２０５０年までの脱炭素社会実現を目指し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大を推し進める方針であり、その方策の一つであると理解しております。事業の枠組みとしましては、事業計画者が計画地の風況調査の実施、計画地住民への説明や意見を伺い、環境アセスメントの実施後、工事計画書を策定し、経済産業省の認可を得て、事業の実施となります。今回の事業規模等につきましては、陸上風力を原動力に、総発電出力は最大６万３，０００kw、単機出力が４，２００kwを最大１５基程度設置する計画であります。実施区域としましては、水俣市、球磨村及び芦北町の行政界付近でありまして、区域面積が約７３９haと計画されております。

次に、②についてお答えいたします。これまでの経緯としましては、令和２年３月に今回の事業計画者から町へ事業概要等の説明があっております。また、令和２年８月に計画段階環境配慮書に関する町の意見書を、令和３年３月に環境影響評価

方法書に関する町の意見書を県知事宛に提出しているところです。

次に、③についてお答えいたします。今後は、事業計画者による住民説明会が行われ、環境影響調査等の実施、準備書の公告縦覧、それに対する住民意見の提出が求められ、評価書の公告縦覧、その後、工事計画、認可申請、経済産業省の認可を経て事業実施になると想定されています。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。

○１番（楠原清照君）　ありがとうございます。

それでは、通告書、質問１の答弁に対し追加質問いたします。災害査定の件数では、吉尾川で３４カ所、大尼田川で２３カ所との答弁でありましたけれども、町内の主な河川と比較して、当該河川の被害の程度はどうなのか。また、復旧工事は長期にわたると考えられますが、概ね何年ぐらいを想定しているのか、もう一度あわせて質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君）　お答えいたします。

一概に比較というのはちょっと難しいところではございますけれども、吉尾川、大尼田川とも、上流から下流まで至るところで護岸決壊などの災害が発生しております。その被害は甚大なものであると認識をしております。

また、復旧工事に要する期間でございますが、吉尾川の河川災害関連事業、その他の災害復旧工事、ともに令和５年度までの完了を目指していると県に確認をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。

○１番（楠原清照君）　ありがとうございます。

災害のですね、復旧・復興関連の一般質問につきましては、私が補欠選挙に立候補したときから、復旧・復興一本と唱えてきた私の政治課題の１丁目１番地といえるものでございます。また、私は最短復旧・最大復興という理念を掲げ、事あるごとに申し述べてまいりました。

一方、町長におかれましてもですね、本年２月策定の芦北町復旧・復興計画の冒頭挨拶で、自然と共生する安全・安心の新しいあたりまえを創造するというふうに申されております。また、概ね同様の意味であると思いますが、創造的復興という言葉も申されております。復旧・復興と一緒に言いますけれども、改めて調べますとですね、復旧とは元通りにすることでありまして、復興とは衰えたものが再び勢いを取り戻すことというふうな定義がありました。つまり、まずは元通りにして、

更に地域を元気にするところまで踏み込むことこそが復旧・復興の思想なのだろうと思うわけです。

また、復旧につきましても、単なる元通りにする復旧工事で済ませるわけにはいかないと思うのであります。あらゆる創意工夫により、安全・安心を高め、吉尾地域の再生へつなげてほしいものだと願わずにはおれません。流域の田畑も相当な被害となっておりますけれども、まずは河川の復旧が第一と考え、今回質問をされていただきました。

また、吉尾川、大尼田川を取り上げましたのも、我々議会と町長が決して街部だけはなくて、このような山村集落にも同等に注目し配慮しており、その復旧・復興に全力を挙げる決意であることを、この地域の皆様に知ってもらいたかったからでございます。このようなことも踏まえ、令和２年７月豪雨災害の復旧・復興につきまして、町長が提唱しておられる自然と共生する安全・安心のあたりまえの創造、これをですね、国・県及び復旧・復興に携わるものの全ての人と組織の基本理念として、徹底した意識の共有を図っていただきまして、創造的復旧・復興を成し遂げてもらいたいものだと申し上げておきます。

町長、この場でよろしければですね、穏健で善良なサイレントマジョリティーである吉尾・大岩・大尼田の住民の皆さん、あるいは全町民の皆さんに向かってでも結構でございますけれども、改めて一声、力強い激励の言葉をお願いできないでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　今御指摘の地域につきましては、流域住民の方々、被災者の方々がですね、役場にもお出でまして、一刻も早い河川、道路、そして農地ですね、実はこれはもう連動しとるところが多いんですね。ですから、河川だけでは駄目、農地も復旧させなければいけないということで。実は、法性上、分離発注をしていたわけですけども、このことにつきましては護岸も農地もですね、同時にこれを一つの事業として展開できないかということを、知事にも直接要望いたしまして、あと具体的な取組につきましては、副知事が責任をもちまして、私、担当課を含めまして、法的整合性がそこでですね、整えば、そういう形も導入していくということで、地元の方々はですね、３年は待つと、それ以上はもう待てないんだということをおっしゃっています。ですから、インフラの復旧・復興をあわせましてですね、そういう生業としての農業基盤の整備もですね、同時進行で進めていかなければいけないと思っております。これには県も私も町もですね、責任もって取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくひとつ御支援・御理解をお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。

○１番（楠原清照君）　町長、本当ありがとうございました。よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、通告書２の答弁に対し追加質問をいたします。公式ＬＩＮＥにつきましてはですね、私も遅ればせながら登録させていただきました。これは総務課長にお手伝いいただきましてね、この間、登録させていただいたわけですけど。災害情報やですね、お悔やみ情報などが、文字で確認できますので、即時性が高いものの、音声のみで一過性というこの防災行政無線ですね、この欠点をカバーしておると思います。つまり、防災行政無線の見える化ということでありまして、非常に重宝しておるところでございます。

このように、いろいろ工夫され、大変便利になりましたけれども、それでも災害発生時はですね、通信環境そのものの遮断、不具合等が想定されます。孤立集落など、どのような連絡手段を講じる考えなのかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　御指摘のようにですね、災害発生後に通信機能が遮断されるということは、令和２年の７月豪雨でも実際起こりましたし、どれだけ強靭化してもですね、想定をされるわけでございます。そういった際にはですね、消防でありますとか、あるいは自衛隊でありますとか、警察でありますとか、そういう機関の協力をいただきながらですね、まずは人的なタックを基本といたしますけれども、新聞等でも取り上げられておりましたけれども、ドローンを活用したですね、安否確認や物資輸送の実証も行っておりますので、今後更に制度を高めるようにですね、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。

○１番（楠原清照君）　ありがとうございます。

今後も多様な手段を確保いただきまして、逃げ遅れゼロを目指していただきたいと思います。私は非常時の情報伝達というものはですね、被災状況や避難情報、またボランティア情報などの情報の伝達のほかに、被災者の皆さんを励ます、元気づける、不安感を取り除く、安心させる等のメッセージ性の高い情報も不可欠ではないかと思っております。特に、被災直後１週間は、当局におかれましてはですね、災害対応の準備に大わらわしている時期ということは分かっておりますけれども、住民感情といたしましては、町は何をしているのかという御意見もあるわけでございます。ですから、まだ具体的に提供できる情報がない状況でありましても、準備に大わらわしているときであってもですね、被災者を安心させる、励ます情報を是非伝達していただきたいと思います。具体的には、町長自身が例えばマイクを取り、

防災行政無線でこう言っていただきたいんです。大災害が発生して大変なことになったが、今、全力で対応の準備をしている。しかし、現場に行くには時間がかかるから、それまでみんなで助けって待っていてくれ。必ず行くから頑張ってくれ。これで結構なんです。副町長でも、総務課長でもいいと思います。被災者は不安で不安で不安でいっぱいなのです。町長の力強い声を聞きたいと思っております。是非そうやって被災者に寄り添っていただきたいものだと切にお願いしたいと思います。また、状況次第だと思いますけれども、できるだけ広報車などで被災地域、被災現地のですね、最前線へどんどん出ていって、情報を伝えてもらいたいと思います。こういう情報伝達の専門部隊も必要ではないかなと思う次第です。

いろいろ申し上げましたが、去年の大水害では大混乱の中で、道路の警戒、見回りや、膨大な被災ごみの搬出処分など、ほかの自治体と比較いたしましても、町長が日頃から言われておりますスピード感のある対応が実践されておったと評価しております。町長が何十年も心血注いで、英々と築き上げてきたこの芦北町が一瞬で破壊されたことは痛恨の極みであり、相当な御心労があったことと思っております。町長も人間ですので、何でもかんでもできるわけがありません。今日も、町長は防災服を着用し、本会議に御出席されております。緊張感を持続しつつ、全力でこの災害の復旧・復興に取り組むという決意の表れであろうと理解しているところです。これを単なるパフォーマンスという人もいるかも知れませんが、それは間違っております。素直に町長の決意のメッセージとして受け止めるべきだろうと思います。私も先月６５歳になりました。町長も７０代半ばで、失礼ながら私も含め人生そんなに長くありません。町長人生最後の時間を芦北町の復旧・復興に捧げる覚悟であるとお見受けしております。もとより私の政治信条はですね、侍魂で、芦北の再生に命をかけるでございます。のぼせやろうという御批判もございましょうが、恐らく町長はですね、私のこの心情を信じ理解していただいているものと、私はそのように町長を信じております。私は人生最後の時間は、この愛する芦北町に捧げ、その礎になるという覚悟であります。町長も同じであろうということに疑いを１㎜も持たないのであります。大災害はマニュアルは通用しないことが多々ありますけれども、これからは町長、議会、町民が一致団結して芦北町の再生に取り組まんことを切に願っているところでございます。

次にですね、通告書３の新型コロナウイルスの予防接種につきましてはですね、午前中に共産党の坂本議員さんがですね、類似の質問をしておりますので、これ以上追加質問いたしませんけれども、このコロナ、大水害で経済的には日本全体も本町も大変なダメージを受けております。ここまで犠牲を払ってでも新型コロナウイルス対策をしなければならないのは一重に新型なんだということだろうと思うわけ

です。つまり現在の数種類の新型株でも、無症状の人もいるものの、重症化する方もおられますし、命を落とす人もおられるわけですけれども、新型であるが故に、今後も変異を繰り返し、その変異株の中から人類の生存を脅かす劇症型の変異株の発生が最も恐れられているからだと理解しております。この難しいパンデミックといわれる状況の中で、東京オリンピックはどうやら開催の方向で動いているようでございます。賛否両論ありますが、我々としては今しばらくは浮かれることなく、みんなで協力して抑え込みの徹底を図らなければならないだろうと思っております。本町におきまして、この予防接種による混乱はなく、概ね順調にスケジュールを粛々と消化しているようでございますけれども、適宜・適切な情報を発し、町民の理解と御協力を得ながら、今後もその推進方よろしくお願いしておきます。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。あと２分ですので、質疑を求めるならばまとめてください、そろそろ。

○１番（楠原清照君）　ちょっとあれですね。ちょっと割愛いたします。申し訳ありません。

国民健康保険税のところでちょっとお話をさせていただきます。国民健康保険税は制度が複雑で、専門家以外はなかなかですね、理解が難しいのが実情ですけれども、だからこそ内実をよく御存じのプロ集団である担当部署の皆さんが被保険者に成り代わって、いろいろ御検討いただきまして、時代に即し、安定した国保運営をお願いしたいと思います。今年も国保運営審議会の答申を受け、そろそろ本年度の保険税が決定されると思いますけれども、本件につきまして是非、今月中に開催されるでありましょう直近の国保運営審議会に、まずは議会で楠原から資産割廃止関連の質問があったと御報告いただき、御検討の叩き台に挙げてほしいとお願いしておきます。また、税率試算につきましても、いろいろシミュレーションいただき、早い段階で議題として正式に審議会にかけていただきたいと切にお願いしておきます。

急ぎます。最後の風力発電の問題でございます。この事業がいわゆる国策として自然エネルギーへの転換を推進されていることは理解しております。また、自然エネルギーへの転換はカーボンゼロの国際的な潮流の中で推進されなければならないことも同様に理解しております。しかしですね、本件問題は風力発電計画地として大関山界隈が適地であるかどうかの１点だと思うわけでございます。

私は、先の３月議会の一般質問におきまして、時に総理大臣、時に県知事、時に町長になったつもりで、物事を考え、判断していくと申しましたが、総理大臣１割、県知事１割、町長２割であり、残りの６割は町民の代弁者たる町議として対応してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。最後に質疑があったならば。もういいですか。

○１番（楠原清照君）　いいです、はい。一応、言い足りませんけれど、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君）　これで、楠原君の質問が終わりました。

これで、一般質問を終了します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後３時１３分

令和３年第３回芦北町議会定例会議事日程（第２号）

令和３年６月１１日
午前１０時　開　議
於　　議　　場

１　議事日程

第　１	承認第　１号	専決処分の承認を求めることについて 令和２年度芦北町一般会計補正予算（第１２号）
第　２	承認第　２号	専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について
第　３	承認第　３号	専決処分の承認を求めることについて 令和３年度芦北町一般会計補正予算（第１号）
第　４	承認第　４号	専決処分の承認を求めることについて 芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
第　５	報告第　１号	一般会計の繰越明許費繰越計算書について
第　６	報告第　２号	農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について
第　７	報告第　３号	一般会計の事故繰越し繰越計算書について
第　８	報告第　４号	有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
第　９	報告第　５号	有限会社御立岬の経営状況の報告について
第１０	議案第４３号	令和３年度芦北町一般会計補正予算（第２号）
第１１	議案第４４号	芦北町工場立地法地域準則条例の制定について
第１２	議案第４５号	芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第１３	同意第　２号	副町長の選任につき同意を求めることについて
第１４	同意第　３号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第１５	諮問第　１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第１６	陳情第　３号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について
第１７	発議第　１号	芦北町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第１８　発議第　２号　芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第１９　議員派遣の件

（一括議題＝日程第２０から日程第２４まで）

第２０　総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２１　建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２２　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２３　議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第２４　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第　１　発議第　３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充に係る意見書について

（閉　会）

２　出席議員（１６人）

１番　楠　原　清　照　君	２番　長　口　　隆　君
３番　林　田　燿　宏　君	４番　坂　本　　登　君
５番　宮　内　道　則　君	６番　寺　本　順　一　君
７番　古　村　逸　男　君	８番　白　坂　康　浩　君
９番　前　田　徹　一　君	10番　元　山　秀　志　君
11番　平　松　洋　一　君	12番　川　尻　成　美　君
13番　寺　本　修　一　君	14番　岡　部　惠美子　君
15番　草　野　安　道　君	16番　宮　尾　秀　行　君

３　欠席議員（０人）

４　説明のため出席した者の職氏名（１６人）

町　　長	竹　崎　一　成　君	副　町　長	藤　崎　正　司　君
教　育　長	岩　田　繁　義　君	総　務　課　長	松　本　俊　造　君
企画財政課長	川　尾　敏　浩　君	税　務　課　長	長　崎　十三男　君
住民生活課長	福　井　成　昭　君	福　祉　課　長	池　田　康　浩　君
健康増進課長	田　中　公　広　君	農林水産課長	佐　竹　貴　幸　君
商工観光課長	釜　　辰　信　君	建　設　課　長	鎌　倉　博　之　君
上下水道課長	平　田　秀　臣　君	教　育　課　長	白　坂　達　也　君

スポーツ・文化振興課長　　内　田　照　也　君　　コミュニティセンター課長　　志　水　哲　治　君

５　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長　　福　田　貴　司　君　　次長(課長補佐)　　窪　田　和　彦　君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

１　熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）

目　　的　分権時代に対応した議会の活性化に資するため

期　　日　令和３年７月２０日（火）

場　　所　大津町文化ホール

派遣議員　各常任委員長及び議会運営委員長

２　熊本県町村議会議長会（正副議長研修会）

目　　的　分権時代に対応した議会の活性化に資するため

期　　日　令和３年８月２５日（水）

場　　所　熊本県市町村自治会館　本館講堂

派遣議員　草野副議長

令和３年６月１１日

芦北町議会議長　　宮　尾　秀　行

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて

令和２年度芦北町一般会計補正予算（第１２号）

○議長（宮尾秀行君）　日程第１、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　おはようございます。

それでは、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

令和２年度芦北町一般会計補正予算（第１２号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、農地、農業用施設災害復旧事業の未実施に係る事業費の補助金申請について、県との協議の結果、令和３年度となったことによる不用額の減額、及び令和２年７月豪雨災害が激甚災害指定となったことに伴う国庫支出金等の補助率嵩上げに係る財源組替を行うものです。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ８億９７９万７，０００円を減額し、総額を２２２億８，１８８万３，０００円とするものでございます。

また、第２条で地方債の補正を計上しております。

歳出から説明いたします。

予算書は１０ページをお開きください。

款２総務費です。項１目５財産管理費の２億２９８万円は、令和２年７月豪雨の災害により起債借入れが増加したことから、後年度の償還に備え、あらかじめ積み立てることとした減債基金２億円と、ふるさと応援寄附金の確定に伴い、ふるさと応援寄附金基金積立金を２９８万円増額するものです。

款の１０災害復旧費です。項１目１農地災害復旧費の５億３３２万８，０００円と、目３農業用施設災害復旧費の５億９４４万９，０００円の減額は、令和２年度未実施事業の補助金申請年度を令和３年度としたことによる減額です。

１行戻りまして、目２林業用施設災害復旧費については、国県支出金の補助率嵩

上げに伴う財源組替です。

項２目１公共土木施設災害復旧費と、目２都市災害復旧費に係る分についても、同様に国庫支出金等の補助率嵩上げに係る財源組替です。

項３目１公立学校施設災害復旧費については、国庫支出金の減額による地方債への財源組替、目２社会教育施設災害復旧費は、補助対象経費の増に伴い国庫支出金を増額とする財源組替です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は８ページになります。

款１０地方交付税です。項１目１特別交付税の２億８９５万円は、今回の補正における一般財源を計上したものです。

款１２分担金及び負担金です。項１目３災害復旧費分担金の１，６４４万９，０００円の減額は、農地災害復旧費の未実施の事業に係る分担金を減額するものです。

款１４国庫支出金です。項１目３災害復旧費国庫負担金の１億５，５３９万１，０００円は、補助率の嵩上げに伴う増額です。

項２目６教育費国庫補助金の２７２万９，０００円の増額は、佐敷城跡の災害復旧で補助対象経費が増となったことに伴い、補助金の増額です。

目８災害復旧費国庫補助金の３億６，２３６万６，０００円は、都市災害復旧費の補助率の嵩上げ３億７，６３９万円と、佐敷小中学校の災害復旧費に係る補助率の減少に伴う減１，４０２万４，０００円です。

款１５県支出金です。項２目８教育費県補助金の１９万５，０００円は、佐敷城跡の災害復旧に係る文化財保存整備費補助金が、補助対象経費の増により増額となったものです。

目９災害復旧費県補助金の７億３，５０２万９，０００円の減額は、農地及び農業用施設災害復旧費が令和３年度へ移行されることに伴う県補助金の減額と、林業用施設災害復旧費の補助率嵩上げに伴う増額です。

款１７寄附金です。項１目１寄附金の３０５万円は、ふるさと応援寄附金の増額によるものです。

款２１町債の、項１目８災害復旧債の７億９，１００万円の減額は、災害復旧費にかかる国庫支出金等の補助率の嵩上げ等による財源組替に伴う減額です。

次に、４ページをお開きください。

第２表、地方債補正について説明いたします。

変更としまして、農地災害復旧事業から社会教育施設災害復旧事業まで７事業について、補正前の総額２２億３，１５０万円から７億９，１００万円を減額し、１４億４，０５０万円に変更するものです。なお、利率、償還の方法については、表に

記載のとおりです。

また、１６ページには、地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

ページを誤っております。１２ページでございます。

地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、承認第１号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから承認第１号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、承認第１号は承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第２　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第２、承認第２号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。長﨑税務課長。

○税務課長（長﨑十三男君）　承認第２号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、固定資産税関係、軽自動車税関係、個人町民税関係で、地方税法等の新型コロナウイルス感染症に係る特例の延長や、納税環境の整備等の見直しに対応するための改正となっております。

主な改正について御説明いたします。

まず、固定資産税関係でございます。条文は、４ページ上段、附則第１２条、新

型コロナウイルス感染症により社会経済活動や生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くとする改正です。

続きまして、軽自動車税関係では、条文は４ページ中段、附則第１５条の２、軽自動車に係る町税について、環境性能割の税率区分を新たな２０３０年度燃費基準のもとで見直すこととし、本年３月まで行われていた税率を１％軽減する臨時的軽減を９カ月延長し、令和３年１２月３１日まで取得したものを対象とする改正となります。

次に、個人町民税関係、条文は５ページ中段、附則第２６条第２項、住宅ローン控除の特例期間の延長及び拡充となりますが、適用年の各年において所得税額から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとされていますが、この適用期間を令和４年末まで入居するものと改正しております。

その他の改正につきましては、納税環境の整備等、地方税法等の改正に伴うものとなっております。

附則としまして、施行期日及び経過措置を規定しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから承認第２号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、承認第２号は承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第３　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

令和３年度芦北町一般会計補正予算（第１号）

○議長（宮尾秀行君）　日程第３、承認第３号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　承認第３号、専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

令和３年度芦北町一般会計補正予算（第１号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、４月３０日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ４億４，８０８万９，０００円を追加し、総額を１４４億４，８０８万９，０００円とするものです。

また、第２条で地方債の補正を計上しております。

歳出から説明いたします。

予算書は１０ページをお開きください。

款２総務費です。項１目１７生活応援券費の９，２２６万８，０００円は、家計支援と町内の消費活性化を目的として、町民１人に５，０００円の商品券を発行するもので、昨年度に引き続き実施するものです。

款３民生費です。項１目２障害者福祉費の２１５万円と、目４高齢者福祉費の２１５万５，０００円は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減り、給付費が減少している障害者及び高齢者の通所系サービス事業者に対して、事業継続支援を行うものです。対象事業所は、それぞれ１２事業所、支援の上限額は２０万円です。

款４衛生費です。項１目２予防費の５，６０３万５，０００円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備並びに接種対策に係る事業費で、接種に必要な機材や消耗品等購入及び接種に必要な医師への報償費や、個別接種分予防接種委託料等を計上しております。なお、財源は全額、国庫支出金となります。

款５農林水産業費です。項１目１３豪雨災害対策費の９，０００万円は、豪雨により被災した農業用機械、農機具格納庫、農業用ハウスの再取得や修繕を支援する強い農業・担い手づくり総合支援交付金で、昨年度に引き続き実施するものです。

款６商工費です。項１目２商工業振興費の２，５００万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、業種ごとに策定されたガイドラインに即した感染防止対策や、販路開拓に取り組む事業所に対し、新しい生活様式ビジネス展開事業補助金５００万円と、新型コロナウイルス感染症と豪雨災害の影響により、売上の減少した事業所が持続的経営のために行う設備投資や、特産品開発等を行う事業者を支援する中小企業者等持続化補助金２，０００万円です。

次に、款８消防費です。項１目４災害対策費の５２８万５，０００円は、避難所運営における新型コロナウイルス感染予防対策として、必要な手指消毒液、プライ

バシー確保用テント等の購入費です。

款９教育費です。項４目３公民館費４２０万円は、新型コロナウイルス感染症により停滞した地域活動や地域経済の活性化を図るため、各地区に５万円を交付するものです。

目９星野富弘美術館費の５３万７，０００円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、団体利用者の検温の効率化を図るため、サーマルカメラを搭載した体温検知器購入費です。

予算書は１２ページになります。

款１０災害復旧費です。項１目１農地災害復旧費の７，３２０万円と、目３農業用施設災害復旧費の９，７２５万９，０００円は、令和３年度で補助金申請することとなった災害復旧費のうち、測量設計業務委託料に係る分で、それぞれ１２２件と５５件分でございます。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は８ページになります。

款１０地方交付税です。項１目１地方交付税の１，４００万円は、強い農業担い手づくり総合支援交付金に係る特別交付税であります。

款１４国庫支出金です。項１目２衛生費国庫負担金の３，８１１万７，０００円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る国庫負担金です。

項２目１総務費国庫補助金の１億３，１５９万５，０００円は、今回の補正のうち新型コロナウイルス感染症対策における財源として、地方創生臨時交付金を充てるものです。

目３衛生費国庫補助金の１，７９１万８，０００円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に係る国庫補助金です。

款１５県支出金です。項２目４農林水産業費県補助金の７，０００万円は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金です。

目９災害復旧費県補助金の１億６，７６０万５，０００円は、農地災害復旧費と農業用施設災害復旧費に係る県補助金です。

次に、款１８繰入金です。項２目１２財政調整基金繰入金の６３５万４，０００円は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び農地災害復旧事業と農業用施設災害復旧費の財源としております。

予算書は９ページになります。

款２１町債の、項１目８災害復旧費の２５０万円は、農地災害復旧事業債２００万円と、農業施設災害復旧事業債５０万円です。

予算書は４ページになります。

第２表、地方債補正について説明いたします。変更といたしまして、農地災害復旧事業を２００万円増額し２，９７０万円に、農業用施設災害復旧事業を５０万円増額し２，８８０万円とするものです。利率や償還方法については、表に記載のとおりです。

なお、１３ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、承認第３号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○４番（坂本　登君）　お尋ねします。

この歳出の生活応援券事業補助金、これはとても良いことだと思うんですね。町民の方からこういううわさを聞きつけたのか、もう待ちに待っておられることで、私もそういう声は聞いていました。実際に、私の家にもまだ届いてないし、今これを見て驚いたのが、これは４月３０日に専決して、今日はもう６月８日に報告という形で書いてあります。今、現状でもう１カ月以上経っているわけですけど、現状どのような届き具合というか、担当課長、よかったら。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　お答えいたします。

世帯主への発送については、今週月曜日に既に郵便局のほうに届けをしておりますので、順次、届けられるものと思います。なお、期間が非常にかかったものにつきましてはですね、金券でありますので、コピーができないような作業が必要だというようなこと、あるいは大量に発送します中で、各家庭に直接、どなたかにお渡しするような手続きが必要ということであります。と申しますのは、全国でこういう事業をやっておりますども、普通郵便で送られて郵便ポストに入ったものを、各家庭のポストに入ったものを盗むという事件が発生しておりますので、そういったことがないように郵便局等とですね、協議をずっと重ねてきて、こういった状態になったというようなことであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　町民の方からも、非常に望まれている事業でありますし、町としてはもうこれは前回もやられていますよね。だから、本当にいいことなんですけど、そういった複雑な、期間がかかるとか言われることですし、１カ月以上経って、来週発送と言ったですかね。今週か。今週というこの期間も含めて、少しでもいいと思うので、これを専決するときに、ちょっと全員協議会でも何でもいいじゃないですか。ちょっとこういうことをやりますとか、何かあるときはいつも説明してく

れるじゃないですか、重要な議案のときには、そういう形もあって良かったかなと。僕らは聞かれたときに、もう本当に待っていらっしゃる方に、いや、すぐしてくれるから、もうちょっと待っとってと、今、複雑な、５月はですね、まん延防止が出たり、いろんな複雑な状況もありましたけど、やっぱり町民としてはものすごく待っていらっしゃるというか、期待していらっしゃるので、そういうことで、これを見たときに、ぱっと思ったものですからお聞きしました。そこらへんはどうでしょう、課長。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　お答えいたします。

いろいろと諸事情があるということは御理解いただきたいと思いますけども、議会の説明につきましてはですね、今後の参考とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　私は、この専決という処分のあり方というのに対して、首をかしげる事業もあってるんではないかなというふうに、今説明を受けて、議会運営委員会でもそう感じたんですけども、要するに専決処分をするのには大まかに２つのことがあって専決処分になるわけであります。１つが、議会が解散したり、議員が総辞職したりとかして、議会が成立しないのが１点。２点目は、議会を招集する時間的余裕がないときであります。要するに、緊急を要するということで専決処分をするという、大まかに２点あるんですけども、そこで議長にお願いするんですけども、このコロナ禍の中、あるいは災害の復旧・復興の真っ最中であります。執行部の皆さんも多忙とは思いますが、やっぱり町民生活にですね、関わる施策は原則的に議会を開く、臨時議会でも開かれるということはあったんじゃないか。やはり議案審議をして、そして全部に諮って議決する、これが正当な議会のあり方だというふうに思っておりますので、どうか今後におきましては、執行部と精査して、緊急性があるものは専決でもいいんですけども、今日、後で補正予算がありますので、それに加えていいものは、これでいいんじゃないかなというふうに、私、感じたものですから、議長にそういうことを今後精査して、執行部とのやり取りをしてもらえれば、できる限り議会を、臨時議会でも開いて議案を一生懸命審議して、負託のできる町民への意思表示をする、それが議会の役目だというふうに思いますので、以上申し上げておきます。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから承認第３号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、承認第３号は承認することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第４　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて

芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第４、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　承認第４号、専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、町の防災体制の基本となる地域防災計画や防災に関する重要事項を審議する防災会議において、参画者の拡大と女性委員の登用を図るため改正を行うものです。

委員数について、現在の２５人以内を３５人以内に、任期を２年から２年以内に改め、既に委嘱された委員と同じ任期で新たな委員を委嘱できるようにしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから承認第４号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第５　報告第１号　一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮尾秀行君）　日程第５、報告第１号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　報告第１号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について。令和２年度一般会計補正予算の第１０号第２条及び第１１号第２条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告するものであります。

次のページの表で説明いたします。

令和２年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、本年の３月議会において、各予算の中でそれぞれ繰越明許費として定め、議会の議決を得ているものでございます。

款の２総務費の旧白木小学校体育館災害復旧事業から、款の１０災害復旧費の湯浦温泉射撃場災害復旧事業までの、議決いただいた３４件中３０件、合計４５億７，０１８万２，０００円を翌年度へ繰り越しております。

財源内訳は、国県支出金が３２億２，８５１万１，０００円、地方債は１１億４００万円、その他は２，９６５万８，０００円、一般財源が２億８０１万３，０００円です。

主な繰越理由は、令和２年７月豪雨の災害復旧に係るもので、災害査定に時間を要し、適正工期を確保できないもの、あるいは令和２年７月豪雨の影響により、当初予定した事業進捗が困難となったもの等の理由のために繰り越したものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これで、報告第１号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第６　報告第２号　農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮尾秀行君）　日程第６、報告第２号「農業集落排水事業特別会計の繰越明許

費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君）　報告第２号、農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和２年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算の第４号第２条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明いたします。

令和２年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、本年３月議会の予算で繰越明許費として定め、議決を得ているものでございます。

款１農業集落排水事業費の集排災害対策事業（補助）及び集排災害対策事業２件、合計１億２，９７４万８，０００円を翌年度へ繰り越しております。

財源内訳としましては、国県支出金が９，７７６万６，０００円、地方債は３，１７０万円、その他はなく、一般財源が２８万２，０００円です。

主な繰越理由は、令和２年７月豪雨の災害復旧に係るもので、災害査定に時間を要し適正工期が確保できないため苦慮したものでございます。

また、５月末までに完了している事業はなく、豪雨で浸水した処理施設の設備、中継ポンプの制御盤の修繕及び取り換えを早期に完了できるように進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これで、報告第２号を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第７　報告第３号　一般会計の事故繰越し繰越計算書について

○議長（宮尾秀行君）　日程第７、報告第３号「一般会計の事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　報告第３号、一般会計の事故繰越し繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和２年度芦北町一般会計予算における事故繰越しを別紙のとおり行いましたので、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により、議会に報告するものでござ

います。

次のページで説明いたします。

令和２年度芦北町事故繰越し繰越計算書です。この繰越事業につきましては、令和２年の３月議会にて繰越明許費として定め、同年６月にて繰越額を公告し、令和２年度内に完了する予定で事業を進めてまいりましたが、令和２年７月豪雨により海浜総合公園が被災し、年度内の事業実施が困難となったことから、事故繰越しを行うものでございます。

なお、財源となります国庫補助につきましても、当該繰越しがなされるよう協議済でございます。

款６商工費の公園施設長寿命化対策支援事業に係る２，５３０万円を繰り越しております。令和２年度中に既に４，６０９万円の工事請負契約を締結しており、２，０７９万円の支出が完了しております。

また、繰越しに係る財源内訳は、国県支出金が１，１６０万５，０００円、一般財源が１，３６９万５，０００円です。

以上、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○４番（坂本　登君）　質疑というか、ちょっと担当課長にお願いですけど、報告１号、２号、３号の、この表のちょっと小さすぎて、ちょっとしたことなんですけど、この一般会計補正予算の字体というか、大きさにしてもらえれば見やすいかなと思って、ちょっとしたことですけど、よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　お答えいたします。

この様式につきましては、地方自治法施行令の中で決まっておりますので、この中を変えることはちょっとできませんので、用紙のサイズ等をですね、変えて、今後対応を考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　意味がちょっと分からなかったんですけど、私は中身を変えてくれと言ったんじゃなくて、字の大きさを変えてくれと言ったんです。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。だから、今後、字体を変えたりして見やすいようにするというようなことで、今、答弁。

○４番（坂本　登君）　ああそうですか。何か変えるわけにはいかんと言ったのは何ですかね。そういうことを聞いたんじゃなくて。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　説明が少々雑となりましたけども、この様式の中で単位が円単位となっておりますので、千円単位にすると縮まって見やすくなるというのもあるかと思いましたが、この円単位というのは総務省令の中で規定をされておりますので、ちょっと様式は変えられないというようなところからですね、これを用紙を大きくして、サイズを大きくしてですね、見やすいように今後考えてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これで、報告第３号を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第８　報告第４号　有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君）　日程第８、報告第４号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　報告第４号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、議会に提出したものでございます。

まず、令和２年度の決算報告について申し上げます。

資料３ページをご覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の受託業務と、芦北海浜総合公園の管理運営業務が行われています。県立あしきた青少年の家の利用者数は１万８，６３６人で、令和元年からの施設の大規模改修が５月まで行われており、その後、令和２年７月豪雨、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館が長期間続いたことに伴い、前年比２６．９％となっております。芦北海浜総合公園につきましても、豪雨の被災により、施設の休館が続いたことにより、利用者数は前年比６％の１，８７５人となりました。

令和２年度の事業実績としましては、売上高７，５４７万３，２１４円で、利益につきましては、厳しい経営環境ではありましたが、公的助成制度の積極的活用と固定経費の抑制等を図り、当期経常利益は６１５万９６３円となり、当期純利益は４５５万８，４７６円となっております。

そのほか貸借対照表が４ページから、損益計算書が６ページに、７ページから販

売費及び一般管理費の計算内訳等、９ページに利益処分がございますのでご覧ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料は１０ページからです。

県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとづくりくまもとネット、三勢共同体と、平成２９年度から５年間の契約が締結されており、今年度は最終年となります。

利用者数の見込みについては、新型コロナウイルス感染状況の先行きが不透明になっていることに加えて、県において昨年に引き続き、１１月に大規模改修工事が予定されており、宿泊の受付が不可能な見込みから、通常年度比７０％の４万１，０００人と見込まれています。

芦北海浜総合公園におきましては、現在、災害復旧工事が進められている中、本年４月からは一部開園となっていますが、１日も早い公園利用者への期待に応えるべく、全面オープンに対処した環境整備に努めるとあります。

１１ページから収支計算書を記載しておりますのでご覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これで、報告第４号を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第９　報告第５号　有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君）　日程第９、報告第５号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　報告第５号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和２年度の事業報告について申し上げます。

資料３ページをご覧ください。

施設利用者の総数は、前年度比６９．９％の２５万５，０２３人で、総売上高は前年度比９１．９％の２億３，５７１万５，８１２円でありました。

施設ごとの内訳は、公園利用者数５万１，３５８人、売上５，３５９万１，０００

円、温泉センター利用者数６万２０６人、売上５，９６０万７，０００円、物産館利用者数１４万３，４５９人、売上１億３８４万６，０００円、塩事業の売上は１，８６７万１，０００円となっております。

経営面では、利用者の減等に伴い、売上が減少しましたが、各種経費の節減に加え、被災直売所緊急支援事業や時短要請協力金の公的助成金の活用により、税引前経常利益が５８８万５，２７０円となりました。

利用者の減少要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大に加えて、令和２年７月豪雨の影響、さらには本年１月の源泉ポンプの故障等に伴う温泉センターの臨時休館によるものです。

また、主力であります物産館において、コロナ禍でのイベント等の積極的な営業ができなかったこと等が影響し、集客力は低下し、あわせて全体的な売上が減少したものでございます。

そのほか貸借対照表が４ページに、損益計算書が５ページに、６ページから利益金処分等の報告書がございますので、御確認いただきたいと思います。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料９ページからになります。

全体的な事業計画としては、今年度から利用料金制に移行したことに伴い、組織がもつ機能を最大限に発揮し、役割と責任を明確にするために、組織再編を行い、利益増を目指します。

公園事業部では、サービスレベルの向上、既存キャンプ場とあわせて新キャンプ場を核とした各施設の連携強化を図り、アフターコロナ時代を見越した営業戦略を展開してまいります。

物産館事業では、地元生産者との連携により、農作物の確保や仕入商品の強化を図り、年間を通じて賑やかな売り場づくりを目指すとともに、ネット販売やオリジナル商品の開発による販売拡大により、集客力を高めるとあります。

１０ページに御立岬公園事業部の事業計画、１１・１２ページに収支計画、１３ページに物産館事業の事業計画、１４ページに収支計画を記載しておりますのでご覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これで、報告第５号を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第１０　議案第４３号　令和３年度芦北町一般会計補正予算（第２号）

○議長（宮尾秀行君）　日程第１０、議案第４３号「令和３年度芦北町一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　議案第４３号、令和３年度芦北町一般会計補正予算（第２号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８５４万８，０００円を追加し、総額を１４７億５，６６３万７，０００円とするものです。また、第２条で地方債の補正を計上しております。

歳出から説明いたします。

予算書は１１ページでございます。

款２総務費です。項１目６企画費の１，６９６万９，０００円は、被災した芦北高校の設備等の復旧に係る補助金で、被災前に育友会が整備したエアコン、マイクロバス、体操マットの再取得に対する１，５７０万円の補助金と、令和２年度のふるさと応援寄附金のうち、カンボジア学校建設募金分１２６万９，０００円です。

目１３まちづくり推進費の２４０万円は、花岡東公民館が購入するエアコンや冷蔵庫等の備品購入に対するコミュニティ助成事業補助金です。

目１６復旧復興推進費の４７３万円は、豪雨災害時にいただいた支援に対する感謝と、復興に向け前進している姿を全国に発信し、あわせて本町を広くＰＲすることを目的に復興動画を作成するもので、水俣芦北地域振興財団の助成金の内示を受けて実施するものです。

項２目２賦課徴収費の５５９万円は、被災した町外避難者の納税方法の拡充並びに利便性の向上を図るためのコンビニ収納導入に向けたシステム改修サービス導入業務委託等に係る経費です。

項３目１戸籍住民基本台帳費の２１５万２，０００円は、会計年度任用職員の配置換えに伴う費用弁償の追加５万１，０００円と、本籍地の市区町村以外の窓口で戸籍抄謄本の請求を可能とする戸籍情報システム改修に係る委託料２１０万１，０００円です。

次に、款３民生費です。項１目３福祉センター管理費の１０万円は、芦北福祉センターステージ横の控室床下にシロアリが発生したため、駆除を行うものです。

目４高齢者福祉費の３３万１，０００円は、八幡荘のボイラー室ろ過ポンプ修繕及び浴室タイルと外壁一部のクラック修繕に係る費用です。

項２目１児童福祉総務費の１，５２６万８，０００円は、新型コロナウイルス感染

症による影響が長期化する中、低所得者の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うもので、１８歳未満の児童１人につき５万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る給付金、システム改修委託料等で全額国費を充当するものです。

目４児童館費の１０９万円は、湯浦北公民館建設で敷地を貸与するための分筆登記委託料４９万５，０００円と、建設場所に設置している遊具撤去及び樹木伐採に係る委託料のそれぞれ２８万７，０００円、３０万８，０００円です。

予算書は１３ページになります。

項３目１国民年金事務取扱費の３０万４，０００円は、平成３０年度税制改正による所得制限限度額の引き上げと令和２年の税制改正による、ひとり親控除の新設及び寡婦控除の見直しに伴う国民年金システム改修委託料です。

続いて、款４衛生費です。項１目６生活排水対策事業費については、浄化槽設置整備事業で災害によらない新築住宅への県補助金が本年度から廃止されたことによる財源組替です。

款５農林水産業費です。項１目３農業振興費の３８７万７，０００円は、会計年度任用職員の配置替えに伴う費用弁償の追加２万７，０００円と、大川内地区の農業用機械導入に係る中山間農業モデル地区強化事業補助金３８５万円です。

款６商工費です。項１目２商工業振興費の１億１，７２６万円は、新たに田浦支所の２階、３階をサテライトオフィスとして整備するための改修工事９，４８２万円、備品購入７４５万１，０００円と、誘致を進めるためのホームページ構築業務委託料６００万円、プロモーション業務委託料２００万円です。また、進出を希望している企業に環境の良さを体験してもらうために、企業の交通費及び宿泊費等を補助するもので、おためしワーケーション体験事業２００万円を計上しております。

節１８の営業時間短縮要請協力金負担金の４９８万９，０００円は、熊本県がコロナ対策として実施する、飲食店への営業時間短縮要請協力金事業の１割を負担するもので、要請期間は５月１６日から６月１３日までの２９日間として、町内協力店は４１店舗を見込んでおります。

目３観光費の３００万５，０００円は、観光うたせ船と飲食店の豪華昼食をセットにした旅行商品を活用したＰＲと、芦北町が舞台となった「放課後ていぼう日誌」を活用し、町内観光施設を周遊させることを目的としたスタンプラリーを実施するものです。

目４芦北海浜総合公園管理運営費の１１９万１，０００円は、当初、予算措置していた公園施設長寿命化計画策定調査業務委託内容に加え、豪雨災害の影響による公園施設全体の健全度を把握するため、調査対象施設を２３施設追加するものです。

予算書は１４ページになります。

款７土木費です。項２目４橋りょう維持費の２５２万円は、橋りょう点検業務委託料において、橋りょう点検施設を１橋追加するものであります。

目５豪雨災害対策費の５，６３６万円は、被災した道路・河川の災害復旧に係る建設機械等借上料１７カ所分、４，８８３万８，０００円と、原材料購入費７５２万２，０００円です。

項３目３水防対策費の４，９４９万５，０００円は、東海カーボン田浦工場内の遊水池が地域の排水を兼ねており、令和２年７月豪雨で流れ込んだ土砂等の浚渫費用の２分の１を補助する排水対策関連施設復旧支援事業補助金です。

目６豪雨災害対策費の８３５万１，０００円は、被災した個人住宅敷地内の法面や擁壁復旧に係る小災害復旧事業費５件、２１０万円と、小災害復旧事業補助金を受けてもなお５０万円以上の受益者負担があるものに対する宅地復旧補助金４件、６２５万１，０００円です。

款８消防費です。項１目２非常備消防費の５９７万７，０００円は、災害時の対応強化等を目的に、危機管理監を新たに配置するための特定任期付職員１名の給料、職員手当、共済費です。

予算書は１５ページになります。

款９教育費です。項１目３教育指導費の１７万３，０００円は、会計年度任用職員の配置替え等に伴う費用弁償の追加です。

項２小学校費、目２教育振興費の２０７万円と、項３中学校費、目２教育振興費の１０８万円は、図書購入に係る指定寄附金を活用して、町内小中学校で図書を購入するものです。

項４目３公民館費の８００万円は、湯浦北公民館建設に係る建設補助金です。

目１２豪雨災害対策費の６万円は、令和２年７月豪雨で被災した楮ケ迫公民館の畳替えに係る地区公民館災害復旧補助金です。

項５目２体育施設費の６万１，０００円と、目３温泉プール運営費の１３万４，０００円は、会計年度任用職員の配置替え等に伴う費用弁償の追加です。

款１０災害復旧費です。項１目１農地災害復旧費、目３農業用施設災害復旧費及び、予算書は１６ページの項２目１公共土木施設災害復旧費については、補助率の嵩上げに伴う財源組替です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は８ページになります。

款１２分担金及び負担金です。項１目３災害復旧費分担金の１，７２５万円の減額は、農地災害復旧費に係る補助率の嵩上げに伴う分担金の減です。

款１４国庫支出金です。項１目３災害復旧費国庫負担金の５億８，７１２万５，０００円は、公共土木施設災害復旧費の補助率の嵩上げに伴う国庫支出金の増額です。

項２目１総務費国庫補助金の４，２１５万２，０００円は、サテライトオフィスの整備事業へ充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金４，０００万円と、個人番号カード交付事務に係る会計年度任用職員の配置替えに伴う費用弁償の増額分５万１，０００円、及び戸籍情報システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金２１０万１，０００円です。

目２民生費国庫補助金の１，５２６万８，０００円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の給付額に対する事業費補助金１，１１０万円と、人件費及びシステム改修等に対する事務費補助金４１６万８，０００円で、共に補助率は１００％です。

目４商工費国庫補助金の５，０２９万１，０００円は、サテライトオフィス整備事業へ充当する地方創生テレワーク交付金５，０００万円と、芦北海浜総合公園の公園施設長寿命化計画策定調査業務へ充当する社会資本整備総合交付金２９万１，０００円です。

目５土木費国庫補助金の２４万４，０００円は、橋りょう点検業務委託料に係る道路メンテナンス事業補助金です。

予算書は９ページになります。

項３目２民生費委託金の３０万４，０００円は、国民年金システム改修委託料に係る基礎年金等事務委託金です。

款１５県支出金です。項２目１総務費県補助金の５，９０８万円は、芦北高校施設整備等復旧事業補助金、排水対策関連施設復旧支援事業補助金等へ充当する球磨川流域復興基金です。

目３衛生費県補助金の３６２万円の減額は、浄化槽設置整備に係る県補助金が本年度より廃止されたことによる減額です。

目４農林水産業費県補助金の３８５万円は、大川内地区の中山間農業モデル地区強化事業に対する県補助金です。

目５商工費県補助金の８１２万４，０００円は、サテライトオフィスの整備に対するサテライトオフィス誘致受入施設整備補助金５００万円と、観光ＰＲ等促進業務委託と、アニメを活用したＰＲ業務委託に係る地域づくりチャレンジ推進補助金３１２万４，０００円です。

目９災害復旧費県補助金の５，６３５万円は、補助率の嵩上げに伴い増額となった農地災害復旧費補助金４，２２５万円と農業用施設災害復旧補助金１，４１０万円です。

款１７寄附金です。項１目１寄附金の３１５万円は、子どもたちのために役立て

てほしいと小中学校の図書購入に対し指定寄附があったもので、図書購入費へ充当しております。

款１８繰入金です。項２目１町有施設整備基金繰入金の６２７万１，０００円は、サテライトオフィスの整備費へ充当しております。

目８ふるさと応援寄附基金繰入金６５０万３，０００円は、カンボジア学校建設寄附に係る基金繰入金１２６万９，０００円と、芦北高校施設整備等復旧事業補助金へ充当する５２３万４，０００円です。

目１２財政調整基金繰入金の１，９７６万１，０００円は、災害復旧関連経費及び新型コロナウイルス関連経費として繰り入れるものです。

予算書は１０ページになります。

款１９繰越金は、最後に説明いたします。

款２０諸収入です。項４目２雑入の４８３万５，０００円は、復興動画制作に対する水俣芦北地域振興財団助成金２４３万５，０００円と、花岡東公民館の備品購入に係るコミュニティ助成事業助成金２４０万円です。

款２１町債です。項１目１総務債の１，０００万円は、サテライトオフィスの整備に対する町有施設整備事業債です。

目７教育債の８００万円は、湯浦北公民館建設に係る地区公民館建設補助金へ充当する社会教育施設整備事業債です。

目８災害復旧債の５億７，１３０万円の減額は、補助率の嵩上げに伴い借入額を減額するもので、農地災害復旧事業債２，２５０万円の減額、農業用施設災害復旧事業債１，２７０万円の減額及び公共土木施設災害復旧事業債５億３，８２０万円の減額となっています。

また、国庫補助の対象とならない災害復旧である小災害復旧事業に充当する小災害復旧事業債２１０万円を追加するものです。

最後に、予算書１０ページの冒頭になりますけども、款の１９繰越金です。歳入歳出不足額を１，９４１万円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

予算書は５ページになります。

第２表、地方債補正について説明いたします。

表の上段、追加については、町有施設整備事業債１，０００万円、社会教育施設整備事業債８００万円、小災害復旧事業債２１０万円を追加し、変更としまして農地災害復旧事業債は２，２５０万円を減額して７２０万円に、農業用施設災害復旧事業債は１，２７０万円を減額して１，６１０万円に、公共土木施設災害復旧事業債は５億３，８２０万円を減額し、１億６，３２０万円とするものです。利率や償還方法については、表に記載のとおりでございます。

２０ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。楠原君。

○１番（楠原清照君）　ちょっとお尋ねいたします。

予算書のですね、９ページでございますけれども、衛生費の県の補助金でですね、浄化槽の設置整備事業費補助金がですね、３６２万円の減額とありましたけれども、もう少し詳しい内容の説明をお願いしたいと思います。また、これは県補助金がなくなりますけれども、その不足分については町が補填するということで理解してよろしいか、あわせて伺います。

○議長（宮尾秀行君）　平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君）　お答えします。

浄化槽設置整備事業費補助金につきましては、国・県・町の三者で負担して事業を進めてまいりましたが、熊本県は令和３年度から、本来の目的である単独浄化槽と汲取槽の転換を推奨するため、新築家屋に係る浄化槽設置については補助対象外としたもので、その分の県補助金を減額したものです。しかし、本町の浄化槽普及率はまだまだ低い状況でありますので、県が補助していた分を町が負担することで、従来どおりの補助金の交付を実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽の普及に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　楠原君。

○１番（楠原清照君）　一般財源でですね、補塡していただくということですたいね。大変結構なことだと思いますのでね、これからも浄化槽の普及促進に努められましてですね、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を推進していただきたいとお願いしております。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。平松君。

○１１番（平松洋一君）　１３ページにサテライトオフィス（仮称）ということで、さっき説明がございました。ちょっと耳が私も遠いものですから、ちょっと聞き間違いかなと思ったんですが、これはまず場所ですね、誘致場所、これは田浦支所と聞こえたんですが、小田浦の前、学校跡地と聞いておったんですが、その場所の再確認をまず一つ。それから、サテライトオフィス、名前はまだ仮称なんですけど、実質、ＩＴ企業かなと伺っていますが、その主な業務内容はどのようなものか。それから、契約とかあるんでしょうかね、１０年間とか２０年間とかあるのかどうか。それから、もう一つ地元雇用というのは何か生まれるんでしょうか。そういう実態

について確認で。非常に良いことではありますのでですね、ちょっと中身がよく分かりませんでしたので、再確認で御質問いたします。

○議長（宮尾秀行君）　釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　お答えします。

今現在、サテライトオフィスは計石のほうにございまして、今５社が入っておると。もう満杯近くになっておるところでございます。それを今、実際いらっしゃるＩＴ企業の方と検討を重ね、さらなるオフィスが欲しいということで検討を重ね、今言われました田浦基幹支所の２階と３階が空いておりますので、そちらのほうで整備をして、さらなる誘致を進めてまいりたいと考えております。これの要点は、田浦インターから近い、それとおれんじ鉄道の御立岬駅が非常に近いということで、ここに決めた次第でございます。

中身としましてはですね、２階と３階を８区画に整備しまして、元議場がありましたが、そこをオンライン会議やイベント等で使うスペースとして利用を考えております。その費用でございます。

それと、ＩＴ企業はどういう企業かということでございますが、ＩＴ企業もいろいろな業種がありまして、今流行のユーチューブですとか、インターネット、そして今、ラジオ局等もですね、インターネットを使ったラジオとか、我々年輩にはなかなか分かりにくい業種がいっぱいあります。それと、ＩＴ企業は横のつながりが非常に情報伝達が早ようございまして、再サテライトオフィス計石が非常にいいという評判がものすごいスピードで広がっております。そして、このコロナ禍によって都会から地方に来たいという若い企業者、ＩＴ企業者が増えているのは、実際事実でございます。今年４月に入りまして、かなりのですね、問い合わせと見学の依頼が多く来ております。その中で早急に新しいオフィスをつくる必要があるということでございます。県ともですね、かなり協議を重ねてきておりまして、芦北町は県内でサテライトオフィス誘致の先進地と今なっております。これを、この交付金事業をさらにですね、使いまして、さらに誘致活動を行って、もう我々がする必要ないんです。今来ていらっしゃるＩＴ企業がどんどん発信していただいて、あとは見せて、芦北の魅力を発信し、見ていただいて、どんどんスピード感をもってやっていくのではないかなと感じております。芦北のアピールを全面的にＩＴ企業で全国、下手すれば全世界に発信していければなと考えているところです。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。

○１１番（平松洋一君）　あと１点、地元企業はということですが、それもお答えいただきたいと思いますが、国県支出金で非常に有難い、誘致すべきことだと思います

が、ちょっと素人でですね、ちょっとあそこは基幹支所ですよね。２階、３階は空いていると、非常に有効活用はできますけども、いざというときの２階、３階に、公共施設としてですね、何かほかに問題は、そういうのは全然支障ないんでしょうかね。５年、１０年、その間に何かあそこをという、そういう問題はありませんでしょうかね。雇用の問題と、そこは町長でもいいんですけど、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　雇用に関しましては、当然、芦北町から雇用を採りたいという願望がございます。ただ、ＩＴ企業につきましては、特殊な技術が必要でありますので、今、芦北高校と提携を結んで、そういったクラブ活動を通じながら、芦北町の若い子どもたちをどんどん雇用していきたいという形で今進めております。

公共施設の今後の指標でしょうか、問題点。施設の管理等でございますか。

○議長（宮尾秀行君）　平松君。もう一回、はっきり質問してください。

○１１番（平松洋一君）　例えばですね、小学校跡地とか、そういうところでもう独立した出入口も全く別で全然問題ないと思いますが、立派な基幹支所として今機能していますよね。一階、当然、機能を、いろんな重要な役場の機能があるわけでございますが、そういうその面で、セキュリティー面とか、もちろん誘致は大歓迎です。これはもう是非やっていただきたいと思いますが、そういう諸々のですね、やっぱりそういう同じ同一の建物ですから、そこらへんのセキュリティーも含めてですね、そういうのは問題はなかったんでしょうかということなんですよね。

それと、もう一つは、賃貸で何年ぐらい、もうずっと２０年も、３０年もという話なのか、あるいは区切ってですね、やられるのか、そこだったんですけど、一応もう一回よろしく御回答をお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　はい、申し訳ありません。管理については、そういう構造、要はそのまま２階まで行けるような、あとセキュリティー問題、そういった設計を協議した上でやっていきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君）　期間の契約等とか、そういうのがあるのか。

○商工観光課長（釜　辰信君）　そちらのほうも、今後、入所者を踏まえてですね、検討していきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑ありませんか。坂本君。

○４番（坂本　登君）　ちょっと具体的に説明をお願いいたします。

８ページの地方創生テレワーク交付金、９ページの球磨川流域復興基金というのを詳しく説明していただきたいのと、これはどういう具体支援というか、具体的な

事業にこの補正で使われているのか。また、そのへんをもうちょっと分かりやすく、先ほどの説明では僕の理解不足ですみませんけど、よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　お答えいたします。

まず、テレワーク交付金、これにつきましては、ただ今御質問があっておりました田浦支所のサテライトオフィスの開所に伴う分の補助でございまして、５，０００万円を補助いただくというようなことになります。

次に、球磨川流域復興基金でございますけども、まず東海カーボンのほうに補助を出すというようなことを申し上げました１４ページの款の７、目の３ですね。排水対策関連施設復旧支援事業補助金、これに財源内訳として４，２３１万６，０００円ございますけども、これに球磨川流域復興基金を充当していることになります。

また、１１ページの一番頭でございますね。企画費の財源内訳で１，０４６万６，０００円とございますけども、こちらのほうに芦北高校の施設整備等の補助金として１，０４６万６，０００円を充当しております。

また、そのほかにもですね、細々と充当しておりまして、主なものがその２点ということでちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　県の支出金なんですけど、この何ですかね、球磨川流域の復興基金といえば、流域と思うわけですよね。それが今の話では、東海カーボンと芦高ですか、ちょっとこの題目にピンとこないなというのがあるので、その財源の使い道どうのこうのというのは、私は分かりませんので、それでいいんだろうと思うんですけど、そこが分かりにくかったと、この名前からですね。どこを見ても球磨川流域のこの予算が入ってないなと思ってお聞きいたしました。

○議長（宮尾秀行君）　川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　これにつきましては、熊本県が基金を３０億円を積み立てて補助制度を設けておるところでありまして、担当部局が球磨川流域復興局というところが担当してございまして、そういうところからですね、この名称が付いております。しかし、町長もいろいろと発言をなされておりますけども、町中の分は該当しないのかというのも既に、冒頭、県のほうにもお尋ねをされておりまして、いや、全てを含んだところでこの基金を活用していくというようなことで、県のほうからの説明がなされております。そういったことから、なかなか馴染みはないわけですけども、県の補助制度ということでこの名称を使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　まず、せっかくですね、球磨川流域という名前も付いて、県もその名前を使ってて、全町に使えるというのは良いことなんですけど、もう皆さん御存じのとおり、芦北町も球磨川流域の地域があります。もう一番ひどい破壊のされ方をしていますので、ここにも是非ですね、回してほしいなと思いますので、是非とも、担当課長、町長、よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩します。１０分間休憩いたしたいと思います。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時２１分

再開　午前１１時２９分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

第１１　議案第４４号　芦北町工場立地法地域準則条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１１、議案第４４号「芦北町工場立地法地域準則条例の制定について」を議題とします。

本案については、定例会初日に建設経済常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君）　おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

６月８日の本会議において、建設経済常任委員会に付託をされました、議案第４４号、芦北町工場立地法地域準則条例の制定について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

条例の内容につきましては、釜商工観光課長から、工場立地法で定める工場敷地

内の緑地面積率等を緩和することで、町内にある既存工場の設備更新及び町外転出防止等が期待できるとともに、さらに新規工場立地を促進することで、本町の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的としている。また、これまでの「芦北町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例」を廃止し、新たに条例制定するものであるとの説明を受けました。

主な質疑として、第３条では、区域を町全域とし、敷地面積に対する割合は、緑地５％以上、環境施設１０％以上となっているが、現在はどうなのかとの質疑に対し、緑地「甲種区域１５％以上、乙種区域１０％以上、その他区域２０％以上」、環境施設「甲種区域２０％、乙種区域１５％以上、その他区域２５％以上」となっているとの答弁がありました。

次に、現在、この条例の対象となる工場は何社あるかとの質疑に対し、東海カーボン株式会社田ノ浦工場と、株式会社テラプローブ九州事業所、２社があるとの答弁がありました。

次に、なぜ今回、条例制定するのかとの質疑に対し、昨年の豪雨災害で被災した企業が復旧・復興を行う中で、熊本県企業誘致補助金制度に球磨川流域復興枠が創設され、このタイミングで規制を緩和することで、再投資の促進を図ることができるためとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第４４号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　先ほどの議論の中で、少々見えてきた事件じゃないかなというふうに思っております。ただ今、委員長報告がありましたが、この条例は国が定める法律の規定に基づき、準則で定めてあるのを廃止して、新たに本町独自の条例制定をするものということであります。いわゆる昨年の豪雨災害等で企業に対して、今後支援をすることができるようにということで、こういう制定をされると理解をいたしました。そこで、国の基準は現行のままなのか、そして緑地面積率のほうも今定めてある国のほうはそのままかというのが質疑の１点であります。

以上、よろしく御回答のほうをお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　宮内君。

○建設経済常任委員長（宮内道則君）　ただ今、川尻議員の御質問にお答えをいたしま

す。

質問の件に関しましては、平成２９年４月１日に工場立地法の一部が改正され、工場の緑地面積率等に係る事務処理及び制定権限が都道府県から市町村に移譲されたことから、現行の条例を廃止し、今回の条例制定が可能となったものであるとの説明を受けました。今回は、工場立地法に基づく範囲内での緑地面積率等を定めた条例を制定するものです。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１２　議案第４５号　芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１２、議案第４５号「芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長﨑税務課長。

○税務課長（長﨑十三男君）　議案第４５号、芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部の改正について、御説明申し上げます。

今回の芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手続き等を規定している芦北町固定資産評価審査委員会条例について、国における押印見直しの動きに伴い、納税者等の税務手続の負担軽減を図るため、審査申出書の書面への押印の見直しを行うものです。

附則といたしまして、公布の日より施行となります。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第４５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

［議案配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１３　同意第２号　副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君）　日程第１３、同意第２号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　芦北町副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町１２１０番地、氏名、藤崎正司。

この件につきましては、令和３年６月１６日に任期満了となりますので、地方自治法第１６２条の規定により、提案するものであります。

氏は、昭和５２年１月、旧田浦町役場に入庁され、平成９年４月、議会事務局長を皮切りに、総務課長、町民課長、企画観光課長、農林水産課長を歴任され、合併後の新町におきましては、企画財政課長として平成２１年３月の退職まで奉職されました。平成２１年６月から副町長として、町行政の発展に御尽力いただき、その手腕は町政全般にわたり、豊富な行政経験と高度な知識を有し、また豪雨災害から復旧・復興に向けた取組には欠かせない人材でありまして、副町長としてまさに適

任と認め、選任するものでございます。

どうぞよろしく同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから同意第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、同意第２号は原案のとおり同意しました。

ここでしばらく休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時３８分

再開　午前１１時３８分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで副町長に挨拶を求めます。

○副町長（藤崎正司君）　議長の御配慮、ありがとうございます。

この度、私の副町長選任について、御同意いただき、誠にありがとうございました。

竹﨑町長のもとで、四度、副町長の任に就くことになりますが、置かれた立場をわきまえ、皆様の信任に応えられますよう、町発展のため一生懸命努める所存であります。議員の皆様には何かとお世話になりますが、今後とも御厚誼のほど、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君）　藤崎副町長のますますの御活躍を祈念いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

［議案配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１４　同意第３号　固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君）　日程第１４、同意第３号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字天月１５８番地、氏名、長﨑十三男。

提案理由でございますが、固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものであります。

御承知のとおり、本町職員でございまして、略歴を申し上げますと、昭和５９年１０月、旧芦北町職員に採用されましてから３６年７カ月の職員歴を有しており、この間、建設課を皮切りに、地籍調査課、社会教育課、総務課、商工観光課、住民生活課、議会事務局を歴任し、本年４月から税務課長であり、行政全般に精通しております。このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから同意第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、同意第３号は原案のとおり同意しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

［議案配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

－－－－－－－○－－－－－－－

第１５　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮尾秀行君）　日程第１５、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田川１３１５番地３、氏名、中原紀子。

この件につきましては、令和３年９月３０日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

中原紀子氏でございますが、平成２４年１０月から人権擁護委員として、法務大臣から委嘱され、現在３期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから諮問第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、諮問第１号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第１６　陳情第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請につ

いて

○議長（宮尾秀行君）　日程第１６、陳情第３号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について」を議題とします。

本案については、定例会初日に文教厚生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田燿宏君）　文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

６月８日の本会議において文教厚生常任委員会に付託されました、陳情第３号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充のための、２０２２年度政府予算に係る意見書提出の要請について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

陳情第３号につきましては、少人数学級によるきめ細やかな教育の実施や、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備として、計画的な教職員定数改善を推進すること、及び教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、引き下げられた義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げ拡充することを国に対し意見書の提出を求めるものです。

担当部局の課長に、芦北町における現状等の説明を求め、審査を行いました。義務教育費国庫負担制度については、現在、国庫負担率が３分の１に引き下げられており、地方自治体の財政を圧迫するとともに、自治体間の教育格差が生じている状況です。豊かな子どもの学びを保障するために、地方自治体の自由な裁量でそれぞれの学校の課題に対応できるよう、柔軟に教職員を配置することが求められます。

国庫負担率の引き上げ拡充は、子どもたちの一定水準の教育確保や教職員の待遇改善にもつながることから、陳情第３号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました陳情の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから陳情第３号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、陳情第３号は採択することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１７　発議第１号　芦北町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１７、発議第１号「芦北町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。元山君。

○１０番（元山秀志君）　発議第１号、令和３年６月１１日、芦北町議会議長、宮尾秀行様。提出者、芦北町議会議員、元山秀志、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、賛成者、芦北町議会議員、宮内道則、賛成者、芦北町議会議員、林田燿宏。

芦北町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１２条及び芦北町議会会議規則第１３条の規定により提出します。

提案理由につきましては、現在の社会情勢及び本町の財政状況等を総合的に踏まえ、次期改選時からの議員定数を１６人から２人減の１４人とするため、条例の一部を改正する必要があるので、この議案を提出するものであります。

改正内容について御説明いたします。芦北町議会議員定数条例の一部を次のように改正するものです。本則中、１６人を１４日に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の芦北町議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○４番（坂本　登君）　定数の２名減に対して、反対するものではありません。ただ、委員長に認識を一つ聞いておきたいと思って質疑をさせていただきます。

定数減をすることによって、新たな議員を目指す若者や女性、それと人口減で各自治体との人口からの定数は私も納得した上ですけれども、そういった懸念されることがある。町民からの声で一番多いのは、私も承知しております、議員が数を少なくしろと。しかし、この中には議員の姿が見えないという理由から、町民はそういう声を言われている方も多々いるということだと思うんですね。だから、そうい

ったこの新しい芽の出る可能性をなかなか低くしているというか、いえば現職有利というか、そういった面も出てくると。女性の入る余地もなかなか難しいというふうに考えられるわけですけれども、委員長のその考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　元山君。

○１０番（元山秀志君）　坂本議員の御質問にお答えしますけども、坂本議員、それから私を含めて、現職の議員それぞれが議会の活性化に向けてしっかりと取り組んで、町民の皆さん方に御認識いただくことが大事かと思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから発議第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、発議第１号は原案のとおり可決しました。

１２時回りますけど、このまま続けていきたいと思います。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１８　発議第２号　芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１８、発議第２号「芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。元山君。

○１０番（元山秀志君）　発議第２号、令和３年６月１１日、芦北町議会議長、宮尾秀行様。提出者、芦北町議会議員、元山秀志、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、賛成者、芦北町議会議員、宮内道則、賛成者、芦北町議会議員、林田燿宏。

芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、地方自治法第１１２条及び芦北町議会会議規則第１３条の規定により提出します。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

改正内容について御説明いたします。今回は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い改正するものです。

芦北町議会会議規則の第２条は、欠席の届出について規定したものです。今回の

改正は、欠席の理由等を具体的にするものであります。

第８７条は、請願書の記載事項等について規定したものです。今回の改正は、議会への請願手続について、押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから発議第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、発議第２号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１９　議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君）　日程第１９「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第１００条及び会議規則第１２７条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更が生ずる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第２０　総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２１　建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２２　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第２３　議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第２４　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君）　日程第２０から日程第２４までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

［議案配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

議員からの発議の提出があっております。

お諮りします。ただいま本日の日程第１６、陳情第３号の採択に伴い、発議第３号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、発議第３号を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

追加日程第１　発議第３号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充に係る意見書について

○議長（宮尾秀行君）　追加日程第１、発議第３号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充に係る意見書について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。林田君。

○３番（林田燿宏君）　発議第３号、令和３年６月１１日、芦北町議会議長、宮尾秀行

様。提出者、芦北町議会議員、林田燿宏、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、芦北町議会議員、宮内道則。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ拡充に係る意見書を別紙のとおり、芦北町議会会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により提出いたします。

提案理由について説明いたします。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、少人数学級によるきめ細やかな教育の実施や、豊かな子どもたちの学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠で、教職員定数改善等の施策が最重要課題となっております。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられ、地方自治体の財政が圧迫されているとともに、自治体間の教育格差が生じていることから、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充について、適正な措置を講じるための意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから発議第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、発議第３号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第３回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後０時０８分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員